

官報

号外 昭和四十六年三月十日

○第六十五回 参議院會議録第七号

昭和四十六年三月十日(水曜日)

午前十時四分開議

○議事日程 第七号

昭和四十六年三月十日

午前十時開議

- 第一 永年在職議員表彰の件
- 第二 国家公務員等の任命に関する件
- 第三 所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)
- 第四 国務大臣の報告に関する件(昭和四十六年度地方財政計画について)
- 第五 地方税法の一部を改正する法律案(圍法第四一号)及び地方交付税法の一部を改正する法律案(趣旨説明)
- 第六 貸付信託法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第七 預金保険法案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

- 一、請暇の件
- 以下 議事日程のとおり

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る二月二十四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

昭和四十六年三月十日 参議院會議録第七号 議長の報告

法務委員	安永 英雄君
大蔵委員	片山 武夫君
文教委員	松澤 兼人君
農林水産委員	向井 長年君
予算委員	岩間 正男君
同	山田 勇君
議院運営委員	高田 浩運君
同	星野 重次君
懲罰委員	平井 太郎君
同	植竹 春彦君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	阿具根 登君
法務委員	松澤 兼人君
大蔵委員	向井 長年君
文教委員	安永 英雄君
農林水産委員	片山 武夫君
予算委員	春日 正一君
同	市川 房枝君
議院運営委員	植竹 春彦君
同	平井 太郎君
懲罰委員	星野 重次君
同	高田 浩運君
同日委員会において当選した理事は左の通りである。	大矢 正君
懲罰委員会	
理事 石原 幹市郎君(古池信三君の補欠)	
物価等対策特別委員会	

理事 山下 春江君(林田悠紀夫君の補欠)
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案 地方行政委員会に付託
旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律の一部を改正する法律案

法務委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。

事業活動に伴つて人の健康に係る公害を生じさせた事業者等の無過失損害賠償責任に関する法律案(細谷治嘉君外十名提出)
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案
同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案
内閣委員会に付託

郵便法の一部を改正する法律案
逓信委員会に付託

同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。
国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

同日議長は、左の委員派遣承認要求を承認した。
委員派遣承認要求書

一、目的 豪雪地帯における雪害の実情を調査し、もつて災害対策樹立に資する。
一、派遣委員

北村 暢 塩出 啓典
佐藤 隆

一、派遣地 新潟県
一、期間 二月二十七日及び二十八日の二日間
一、費用 概算三七、八〇〇円

右の通り議決した。よつて参議院規則第一百八十条の二により承認を求めます。
昭和四十六年二月二十四日
災害対策特別委員長 北村 暢
参議院議長 重宗 雄三殿

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

証券取引法の一部を改正する法律案
外国証券業者に関する法律案

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

証券取引法の一部を改正する法律
外国証券業者に関する法律

去る二月二十五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 近藤英一郎君

地方行政委員 吉武 恵市君

大蔵委員 伊藤 五郎君

同 津島 文治君

社会労働委員 高田 浩運君

農林水産委員 鈴木 省吾君

同 渡辺 一太郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 渡辺 一太郎君

地方行政委員 高田 浩運君

大蔵委員 矢野 登君

同 鈴木 省吾君

社会労働委員 吉武 恵市君

農林水産委員 津島 文治君

同 近藤英一郎君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。
科学技術振興対策特別委員 矢追 秀彦君
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員
長屋 茂君

[illegible]

去る五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 鈴木 省吾君

同 鈴木 亨弘君

同 星野 重次君

同 八田 一朗君

同 小山邦太郎君

同 平島 敏夫君

同 玉置 猛夫君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 佐藤 一郎君

同 西田 信一君

同 鈴木 省吾君

同 玉置 猛夫君

同 平島 敏夫君

同 小山邦太郎君

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

児童生徒急増地域等に係る小学校及び中学校の施設の整備に関する特別措置法案（松永忠二君外一名発議）

去る六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 山崎 竜男君

法務委員 西田 信一君

同 上田 稔君

同 鈴木 亨弘君

同 大松 博文君

同 玉置 猛夫君

同 塩見 俊二君

同 稲嶺 一郎君

同 金丸 富夫君

同 植木 光教君

同 黒柳 明君

同 阿部 憲一君

同 向井 長年君

同 決算委員

同 同

同 同

同 同

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員 菅野 儀作君

同 鈴木 一弘君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 菅野 儀作君

同 鈴木 一弘君

同 内田 芳郎君

同 西田 信一君

同 江藤 智君

同 高田 浩運君

同 後藤 義隆君

同 山崎 竜男君

同 初村龍一郎君

同 上田 稔君

同 中尾 辰義君

同 鈴木 一弘君

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

児童生徒急増地域等に係る小学校及び中学校の施設の整備に関する特別措置法案（松永忠二君外一名発議）

去る六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 山崎 竜男君

法務委員 西田 信一君

同 上田 稔君

同 鈴木 亨弘君

同 大松 博文君

同 玉置 猛夫君

同 塩見 俊二君

同 稲嶺 一郎君

同 金丸 富夫君

同 植木 光教君

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

児童生徒急増地域等に係る小学校及び中学校の施設の整備に関する特別措置法案（松永忠二君外一名発議）

春日 正一君

初村龍一郎君

矢追 秀彦君

田淵 哲也君

江藤 智君

高田 浩運君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 菅野 儀作君

同 鈴木 一弘君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 菅野 儀作君

同 鈴木 一弘君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 菅野 儀作君

同 鈴木 一弘君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 菅野 儀作君

同 鈴木 一弘君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 菅野 儀作君

同 鈴木 一弘君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 菅野 儀作君

同 鈴木 一弘君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 菅野 儀作君

同 鈴木 一弘君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 菅野 儀作君

同 鈴木 一弘君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 菅野 儀作君

同 鈴木 一弘君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 菅野 儀作君

大学基本法案（鈴木一君外三名提出）
同日内閣から左の答弁書を受領した。
参議院議員河田賢治君提出福井県南条郡今庄町の駅裏土地問題に関する質問に対する答弁書
一昨八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 内田 芳郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 内田 芳郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 内田 芳郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 内田 芳郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 内田 芳郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 内田 芳郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 内田 芳郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 内田 芳郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 内田 芳郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 内田 芳郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 内田 芳郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 内田 芳郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 内田 芳郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 内田 芳郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 内田 芳郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 内田 芳郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 内田 芳郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

情報処理基本法案（塩出啓典君外一名発議）
情報処理振興委員会設置法案（塩出啓典君外一名発議）
小規模企業助成法案（上林繁次郎君外一名発議）
同日内閣から、左記の者の社会保障制度審議会委員としての任期は、本月十七日満了となるので後任者の推薦を願いたい旨の要求書を受領した。

参議院議員 大橋 和孝

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 菅野 儀作君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員 菅野 儀作君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員 菅野 儀作君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員 菅野 儀作君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員 菅野 儀作君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員 菅野 儀作君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員 菅野 儀作君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員 菅野 儀作君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員 菅野 儀作君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員 菅野 儀作君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員 菅野 儀作君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員 菅野 儀作君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員 菅野 儀作君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員 菅野 儀作君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員 菅野 儀作君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員 菅野 儀作君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

昭和四十六年三月十日 参議院会議録第七号

せていただきます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 日程第二、国家公務員等の任命に関する件。

内閣から、原子力委員会委員に松井明君、武藤俊之助君を任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よって、全会一致をもって、これに同意することに決しました。

○議長(重宗雄三君) 日程第三、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)。

三案について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。福田大蔵大臣。

〔国務大臣福田大蔵君登壇、拍手〕

○国務大臣(福田大蔵君) 所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

政府は、昨年十二月、税制調査会から提出された昭和四十六年度の税制改正に関する答申に基づきまして検討を重ねた結果、昭和四十六年度の税制改正におきましては、最近における国民負担の状況にかんがみ、所得税の負担の軽減をはかるため、給与所得控除をはじめとする各種の所得控除の引き上げ、青色事業主特別経費準備金制度の創設、相続税の軽減合理化等を行なうことにより、平年度約二千億円の減税を行なうほか、当面の経済社会情勢の推移に即応するよう、公害対策、海外投資、資源開発対策、貯蓄奨励及び住宅政策、企業体質の強化等に資するため所要の措置を講じ、輸出振興税制を改正し、交際費課税を強化する等、税制の整備合理化をはかることと、道路その他の社会資本の充実の要請を考慮して、自動車重量税を創設することとしたのであります。

国家公務員等の任命に関する件 所得税法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

まず初めに、所得税法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。最近における所得水準の上昇等を考慮して、中小所得者を中心とした所得税負担の軽減をはかるため、課税最低限の引き上げを行なうこととしたしております。

すなわち、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除をそれぞれ一万円引き上げるとともに、給与所得者について、その負担を軽減するため、昭和四十三年以来据え置かれておりました給与所得控除の定額控除を三万円引き上げることとしたいたしました。この結果、給与所得者の課税最低限は、夫婦と子供二人の場合では、現行の約八十八万円から約九十六万円に、夫婦と子供三人の場合では、現行の約百三十三万円から約百三十三万円に、それぞれ引き上げられることとなります。

また、障害者控除等の特殊な人的控除につきましても、それぞれ一万円ずつの引き上げを行なうとともに、配偶者控除及び扶養控除の適用要件である所得限度について、現行の十万円から十五万円に引き上げるなどの措置を講じ、貯蓄奨励をはかる見地から、少額貯蓄非課税制度について、非課税限度を元本百円から百五十万円に引き上げることとする等、所要の改正を行なうこととしたしております。

次に、法人税法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。法人税につきましましては、課税所得の計算の合理化をはかるため、完成工事補償引き当て金制度を拡充して、製品保証等引き当て金制度に改めるは

か、寄付金につきましまして、別ワク損金算入を認める特定の公益法人の範囲を拡充する等、所要の規定の整備合理化をはかることとしたしております。

最後に、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、公害対策に資するため、公害防止施設について、特別償却の率を現行の三分の一から二分の一に引き上げるほか、公害防止事業者負担金について、その納付したときに一時に損金算入を認める等の措置を講ずることとしたしております。

第二に、海外投資、資源開発を促進するため、海外投資損失準備金の対象地域の拡大及び出資要求の緩和をはかり、また、石油開発投資損失準備金制度を資源開発投資損失準備金制度に改め、その適用対象を拡大し、積み立て率を引き上げることとしたしております。

第三に、貯蓄奨励対策として、少額貯蓄非課税制度とは別ワクで、元本百万円を限度とする勤労者財産形成貯蓄非課税制度を創設する等の措置を講ずるほか、住宅対策として、住宅貯蓄控除の拡充等を行なうこととしたしております。

第四に、中小企業対策として、青色事業主特別経費準備金制度を創設することとしたしております。すなわち、毎年の事業所得の五割相当額、最高十万円を限度として、年齢六十五歳までの間、必要経費に算入することと認めることとしたしております。

そのほか、特恵関税の供与に伴い事業を転換する中小企業者についての償却の特例制度を創設する等の措置を講ずることとしたしております。

第五に、輸出振興税制について、輸出割増し償却率の縮減等の整備合理化を行なった上、適用期限を延長することとしたいたしました。

以上、三法案の趣旨について御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。戸田菊雄君。

〔戸田菊雄君登壇、拍手〕

○戸田菊雄君 私は、日本社会党を代表して、ただいま趣旨説明のありました所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の三法に対し、質問を行なうものであります。

まず、最初に、税制の基本問題について佐藤総理にお伺いをいたします。

昭和四十六年度予算案での政府のいう高福祉、高負担の標語は、昭和四十三年七月の税制調査会の長期税制答申でまずうたわれ、四十四年の経済白書に引き継がれ、特に今年度の予算案編成にあたって論議ののぼっているものであります。確かに高負担の面では税制、予算案ともに大きく門戸を開いたいたしました。自動車新税の創設をはじめ、健康保険料の引き上げと再診料の新設により、患者負担の増加、郵便、電話、電報料金の大幅引き上げによる不公平な増税対策、二百三十万トンの米の強制的な減反と買入れ制限、消費者米価に対する物価統制令の適用廃止等により、高負担が、国の財政に強く根を張り始めていることは疑いありません。言われるところの財政の高率化や体質改善が、各種の高負担を国民の肩に負わせる役割りを果たしていることもますます明らかになってきているのであります。一方、高福祉については、さきの公害国会でも、今回の予算編成の過程でも、現実、盛んに高福祉が論ぜられておりますが、この標語はど国民を愚弄するものではないのであります。鳴りもの入りで宣伝されました公害対策を見ましても、一般会計、特別会計で九百

昭和四十六年三月十日 参議院会議録第七号

所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明) 一四六

に、第四次防衛力整備計画に象徵される軍国主義、帝国主義復活のための有力な財源のための増税計画ではないかと思ふのでありますが、総理と大蔵大臣の明快な御答弁をお願いいたしたいのであります。

最後に自治大臣にお伺いをいたしますが、大蔵省は地方住民税の課税最低限を国税同様に引き上げたい意向だと聞いておりますが、自治大臣がこれに反対しているのと承っているものでありますが、いかなる理由によるのでありますか、お答えをお願いいたします。

以上、当面する税制改正に対する諸問題について質問を申し上げ、私の質問を終ります。(拍手)

〔国務大臣佐藤栄作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤栄作君) 戸田君にお答えいたします。

まず、佐藤内閣は高負担政策中心ではないかとの御意見でありましたが、決してさうなことはないと思います。国民所得に対する租税負担率におきまして、四十六年度は四十五年度のほぼ横ばいで推移するものと見込まれておりますし、先進諸国の負担率と比べても決して高負担というべき状況ではないのであります。戸田君は、また自然増収に対する減税額の割合が池田内閣時代に比し激減しているとして、これをその証左とされました。その数値自体多少問題があるようですが、いまはあえてこれには反論いたしません。国民所得に対する租税負担率の水準は池田内閣当時のほうが高かったとも見られるのであります。むしろ、だからこそ、自然増収に対して大きな減税を必要としたものとも言えるものと考えます。四十六年度の減税は消費者物価の上昇を見込んで、なお相当の実質的負担の軽減になっており、一方において、社会保障費や教育費の充実、社会資本の拡充、さらには国民生活向上のために積極的な施策を進めているものであつて、高負担政策のみ推進しているものでないことをよく御理解いただきたいと思います。

最後に、現行税制を抜本的に改正せよとの御提案でありました。税制につきましても、いろいろ問題があるように思ひます。まず、公平でなければならぬ。また、できるだけ負担は軽くとお氣持ちはもちろん働いてまいるわけでありまして、これらの点については税制調査会におきましても十分検討を続けておる次第であります。十分、今後検討を待って、しかる上で政府の施策をきめてまいるつもりでございます。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(福田赳夫君) お答え申し上げます。課税最低限を引き合いに出されながら、ミニ減税ではないかと、こういう御所見でございますが、課税最低限はとにかく国際水準までできておるんです。それをさらに今度改善しようという点を評価していただきたい、かように存じます。

また、物価が上がる、この程度の減税では追いつかぬじゃないかと、こういうお話でございますが、私どもは五・五の物価上昇ということを経済計画に見ておるわけでありまして、引き上げ率は一〇％でありまして、実質的減税に相当すると、かように考えております。

また、物価上昇をカバーするために必要な減税額は一体どうなんだと、こういう御質問であります。四十四年度におきましては物価は当初五％と見ておつた。それが実績におきましては五・二％になったわけですから、五％のときの物価調整減税所要額は四百二十億円で、それが五・二％に物価が上がつたという関係で、これを消すためには四百四十億円の減税を必要とする、こういう計算になります。ところが、四十五年度は同じく物価は四・八上がるといふ見通しでありましたものが七・七上がるといふ見通しに想像されるのです。そこで、所要額は五百三十億円からかなり上がりまして九百億円になります。これに對しまして二千五百五十億円の減税をいたしておる、こういうことをよく御承知をお願いします。

それから、税率の見直しを機動的にやつたらどうかというお話でございますが、これはその機動的にやるわけにはなかなかまいらない。これはもうずいぶん久しぶりに四十四年度、四十五年度と税率調整をやつたわけでありまして、まあ私は財源があまりすれば、税率の見直しよりはむしろ課税最低限、弱い者、小さい者、そういうほうに重点を置く減税の考え方、これが妥当ではあるまいか、そういう考え方をいたしておるわけでありまして、まあしかし、余力があまりすれば、もちろん税率の調整、中堅所得者等の減税、これもいたすべきものである、かように考えます。

それから、直間比率に触れられまして、直接税に片寄つておることを是正する、それで、まあ何か増税を考へておるようであるが、それは一方的に間接税の増税ということによって直間比率を改正する、是正する、こういう考え方はないかと、御質問のようでありましたが、私はさういふ考え方は持つておりません。つまり、直接税中心主義は、これはあくまで貫きます。しかし、いまのように直接税にウェイトが非常にかかつている状態はこれは是正する必要がある、つまり、所得税の減税を大に行なうというために間接税の増徴が必要である、こういうつもりでございます。それから付加価値税は慎重にやるべきではないかというお話でございますが、私もさうに思ひます。ことに、これはEEC諸国では広範に採用され、また英米におきましてもこれを採用せんとする傾向がある。わが国でもこれを検討すべき時期にきておると思ひますが、しかし、これは物価に非常に影響がある。今日のように物価が流動しておるといふこの状態下において付加価値税を採用するといふことになりまして、これはたいへんな影響がある。こういうふうに見ますし、また、国民各界各層に大きな影響がある問題でありますから、さういふコンセンサスというか、国民の理解といふことも必要であります。さういふので理論的には正しいといひましたが、これが

採用にあたりましてはきつめて慎重な態度をとらなければならぬ、かように考えております。それから少額貯蓄の平均が七十五万円なのに、今度の改正は優遇し過ぎるんじゃないかというお話でございますが、これは七十五万円ということはないと思ひます。現在、もっと高い水準にあると思いますが、それにしてもある程度のことをしてなければ刺激にならない。貯蓄を刺激することをねらつておるのです。さういふような意味で、平均貯蓄額をオーバーする免税点、これも御理解をお願いしたいと思ふのですが、いま非常に貯蓄が、ことに零細貯蓄、これは大事な時期にきておる。さういふことから御理解をお願いしたい問題であります。決して高額所得者を優遇しよう、さういふような考え方は毛頭ありません。

それから、さらに少額貯蓄制度につきましても、あるいは少額貯蓄非課税制度、少額国債非課税制度、郵便貯金あるいは勤労者財産形成貯蓄、いろいろあるが、これを統合する考えはないかと、さういふお話であります。ごもっともなお話だと思ひます。これにつきましても、しかし、その一つ一つがそれぞれ理由がある。それぞれ特殊なメリットを持つております。ですから一がいに統合とは言えませんが、少し複雑になり過ぎておるといふ感じがいたしておるもので、今後、ひとつ検討課題にいたしたい、かように考えております。

それから最後に、特別措置の整理が進行しないじゃないかというおしかりでございます。これは私もさういふふうにも存じまして、常々努力をいたしておるわけでございますが、何ぶんにも時代の要求、たとえば公害でありますとか、あるいは海外資源の問題でありますとか、あるいは貯蓄の問題でありますとか、時代の要求に応じてそれぞれの政策目標といふものが税制にも与えられる、さういふようなことでふえる要因といふものがずいぶん、特別措置のふえる要因がずいぶんあるのです。しかし、そのふえるふえ方といふものを既

存の特別措置のワケ内において処置すると、こう
いう考え方のもとに、せめてそこまですること
で努力をいたしておりますが、今後とも御教示に
あずかりまして、この問題の解決には努力をいた
してまいりたい、かように考えております。

それから探鉱に対する特に減耗除制、これに
ついて御意見がありました。これは御所見もつ
ともなものです。これはもう税制といたしますと
異例の措置であります。しかし、今日、この資源
の問題というものが非常に重大な問題になってお
り、それはひとり海外における資源の開発ばかり
じゃない、国内においてもそういう関連がある、
また、国内において強固な地盤を持たない企業は
海外において活発な資源開発ができない、そうい
うことに着目いたしまして、異例ではあります
が、この制度を延長することにいたしましたのであ
ります。資源の開発につきましては、私は、
政府といたしましては、ほんとうに思いを新た
にしたこれは対策に取り組むべきである、そうい
うふうに考え、政府全体としてその施策を進めて
おりますが、そういう施策とも相まわしまして、こ
の制度の適否というものはさらに検討してまいり
たい、かように考えます。

最後に、自動車新税、これは防衛費の財源を充
実するゆえんではあるまいか、こういふようなお
話であります。そういう発想じゃないのです。
これはこれから社会資本の充実、社会保障、こ
ういふことがたいへん重要になってまいるわけであ
ります。特に交通政策、これを格段な進歩をさ
せなければならぬ、そういう際にどういふ点に負
担を求めるかという点から発想されたものであり
まして、これは防衛費とつながりがあるものとは
みじんも考えておりませんから、御安心のほどを
お願いしたい、かように存する次第でございます
す。(拍手)

〔国務大臣秋田大助君登壇、拍手〕

○国務大臣秋田大助君 地方住民税の課税最低
限につきましては、自治省といたしましては、こ

毎年相当大幅に引き上げてまいっております。
現に、明年度は標準世帯につきまして十二万円、
その額を八十六万円に引き上げております。しか
し、これでは所得税の課税最低限とまだ差がある
ではないかという御意見かと存じます。この点に
つきましては、税制調査会の長期答申にも、所得
税と地方住民税とは、本来、その税の性格を異に
するものであるから、課税最低限が必ずしも同一
額でなければならぬというのではないという御
意見を示されておるのであります。しかしながら
は、なるべく地方住民の税負担軽減にこしたこ
とはございせんから、われわれといたしまして
は、今後、国民の生活水準の推移、また、所得税
の課税最低限の推移等を考え、地方財政の許す限
りにおきまして住民税の課税最低限を引き上げま
して、地方の住民の方々の税負担の軽減につとめ
てまいりたいと考えておりますので、この点、大
蔵省と基本的に考えの相違はないものと考えてお
る次第でありまして、この点を御了承願いたいと
存じます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 多田省吾君。

〔多田省吾君登壇、拍手〕

○多田省吾君 私は、公明党を代表して、ただい
ま趣旨説明のありました所得税法、法人税法並び
に租税特別措置法の一部を改正する法律案につ
きまして、総理並びに大蔵大臣にお伺いいたしま
す。

〔議長退席、副議長着席〕

大蔵大臣は、わが国の租税負担率が各国より低
い一九・三％であることを誇張しておりますが、
わが国の社会保障費が国民所得に対する割合で諸
外国の三分の一以下である点や、生活水準の低さ
等を考えあわせると、日本の税負担が実質的に
低いとは言えないのであります。たとえば、わが
国の租税負担率は、社会保障費や軍事費を除いて
考えますと、欧米諸国と比較して決して低いとは
言えない。すなわち、租税総額と社会保障費や特

殊な支出項目の軍事支出、公債利子等を差し引い
た残りの国民所得に対する比率を計算しますと、
昭和四十二年で日本が一五・五％、米國が一
三・三％、イタリヤが一五・四％であり、実質的
な租税負担は米國やイタリヤよりわが國のほうが
高いという結果が出ております。

第二は、所得減税であります。昨年より大幅
な後退であり、四十六年度の減税率は自然増収の
一・一％にすぎず、しかも、物価上昇率を本年度並
みの七・七％と見ますと、この物価調整分だけで、千
六百億円減収のうち、その大半の九百億円が吹っ
飛んでしまふことになり、さらに新設される自動
車重量税三百億円を加えますと、実質減税額はわ
ずか四百億円というみじめな超ミニ減税となるわ
けであります。

第三は、所得税の課税最低限がわずかながら引
き上げられ、数字の上では西独や英國を上回ると
いわれますが、総理府の統計調査から推計いたし
ますと、この標準家庭の今年度の生活費は百三十
万以上の支出と見られ、今回の改正で百三十三万
円まで引き上げられまして、なお生活費の実態と
比べて大きな隔たりがあり、生活費の中まで食い
込んで課税されているという結果になります。こ
生活費非課税の原則の立場からこの問題をどう理
解しているか、さらに、今後の課税最低限の引き
上げについて所信を伺いたい。

第四に、今回、法人税率の手直しを見送って
おりますが、これは昭和三十年の税率まで引き戻
すべきではないでしょうか。また、負担公平の原則
から、中小企業、法人企業の負担能力に応じた課
税を行ない、また、従来の法人課税制の考え方を
法人実在説の精神に改めて、法人税制における累
進税率をこまかく採用し、配当控除制度を廃止す
る方向に進むべきであると思ひますが、御見解を
承りたいと思ひます。

第五に、租税特別措置の整理改廃について。現
行税制の不公平の代表が各種の課税優遇措置であ
り、これが租税特別措置法によって裏づけされて

いることは、いまさら申すまでもないことであり
ます。わが國の租税特別措置は、規模といい、量
といい、これほど幅広いものは世界のどこにも類
例がありません。多くの学者も、「ジャップ勸告
以来、大企業優先のため特別措置を積み重ね、極
端にゆがめられたのが今日の日本の税制の最大の
特徴だ」と述べております。特に、不公平、不平
等の例として悪名高いのが、大蔵省も反対した配
当所得の特例、輸出振興に名をかりた四種の特別
措置、医師優遇措置、金融業者やその他の貸し倒
れ引き当て金、特に問題の多い交際費非課税の特
例など、その数は國税だけでも百四十三種類もあ
り、その大部分が大企業を対象にしたものであり
ます。この特別措置の減税額を四十六年度で見ま
すと、國税だけで四千三百九十四億円の巨額に達
し、所得実質減税額四百億円と比べると実に十倍
以上の大減税となっております。しかも、税制の
答申とは反対に、整理改廃は少しも行なわれてお
らず、するすると特例を引き延ばし、すでに目的を
達したのも廃止されずに既得権化しようとして
おります。これは政府自身が國民の税に対する不
平、不満を助長させ、納税意欲を減退させている
という以外ありません。さらに交際費につきまし
ては、昨年は九千五百五十五億円、本年は一兆一
億円を突破する見込みであります。英國のよう
に、対外輸出のみに認めるといふように大幅な整
理あるいは廃止を計画し、中小企業対策につい
ては、その分を法人税に累進税率を採用して、その
負担を軽くする等の考えがないかどうか、あわ
せて総理、大蔵大臣にお伺いしたい。

第六は、四十七年度以降の税制並びに財源対策
についてであります。四十六年度の一般会計予算
九兆四千億、財政投融資四兆二千億は単に量的規
模の問題にとどまらず、十四を数える政府関係機
関、四十三に及ぶ特別会計、そして地方財政を含
めたわが國の財政は、全体の構造のすみずみまで
予算膨張の強大な圧力がかかっており、その膨張
要因の第一は当然増経費であります。その額は

昭和四十六年三月十日 参議院會議録第七号

所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明) 一四八

一兆三百億圓にも達し、一般会計予算の一三%を占め、新規政策財源はきわめて乏しく、大蔵省当局が盛んに財政硬直化打開の大キャンペーンを張った四十二年の八・四%に比べると、硬直化は著しく悪化進行しております。加えて四十六年度予算の最大の懸案事項であったいわゆる三區問題は、ついに抜本的解決に手がつけられないままに翌年度以降に持ち越され、四十七年度以降の財政硬直化に一段と大きな拍車をかける結果となり、さらに膨大な財政支出を余儀なくされようとしております。加えるに五兆八千億圓の四次防が充足し、新規スタートの下水道整備五カ年計画など、当然増経費膨張の要因が山積みされております。これら四十七年度以降の経費膨張に対処するため、政府は財源対策として国債発行の増額とか、間接税整理合理化の名のもとに、物品税の増徴、あるいは新しい付加価値税創設等が予想されておりますけれども、総理、大蔵大臣はいかに対処されるか、お聞きしたい。それともこの財政硬直化を防ぐために、ここで大勇猛心をふるい起こして、従来の各省別のなわ張り予算や増し分主義を改めて、PPBSの導入、あるいは事業別予算に組み改めるといふようなお考えはないか、総理にお尋ねしたいと思ひます。

さらに、税制一般について佐藤総理に若干お伺いいたします。政府が毎年のように所得減税を行ないながら、なぜ国民の間に重税感が強いのか、それは申すまでもなく、はなはだしい税負担の不公平、不均衡に大きな不満を感じてからであります。配当所得等の不労所得者は、相変わらず勤労所得者の約三倍の所得があつても一銭も課税されておられません。大企業からの政治献金のごときは申告所得に入らずに、全く不明朗なものであります。さらに、各地では国を相手どり、サラリーマンの税金訴訟も起つております。わが党をはじめ、新聞社、総理府、国税庁等の国民の税金に対する意識調査は数多くございましたが、いずれも税負担の不公平に激しい憤りを示しており

ます。総理は、この税制に対する著しい不公平、不均衡をどのように感じ、どう解決されようとなされるのか。税制調査会云々を言う前に、総理のき然たる決意を示していただきたいと思ひます。

次は、寡婦並びに老人所得控除の引き上げについてお尋ねいたします。今回の改正案では、現行の十萬圓から、わずかに一萬圓ばかり引き上げておりますが、子供さんをかかえて生活と戦うけなげな寡婦の方々は、たとへば米國では二十一萬圓から三十二萬圓まで控除されております。また、六十五歳以上の老人所得控除は欧米諸國はけた違いに高く、イギリスは八十六萬四千圓、西独は七十八萬四千圓まで控除されております。寡婦及び老人福祉はわが國最大の課題であります。寡婦並びに老人所得控除を少なくとも二十萬圓程度まで、近い将来引き上げるべく検討すべきであると思ひますが、いかがでありますか。

次に、公害税の創設についてお尋ねいたします。米國はニクソン教書の示すごとく、公害発生企業の生産段階において、大気汚染の亜硫酸ガス対策として、石炭、石油生産者に対し硫酸税、ガソリンに含まれる鉛に対する課税等を明年度から実施し、これを公害防止設備の充実や研究費に充てようとするものであります。わが國も大企業に対する過保護の特例措置ばかりでなく、場合によつては、この種の公害税を新設するよう検討する用意があるかどうか、お尋ねしたい。

次に、最近ブームの公営ギャンブルについてであります。四十四年度のギャンブル総売り上げ高は一兆四百億圓と見込まれ、地方団体のギャンブル収入益金は千三百億圓になり、これに国営競馬等を加えますと、さらにふえます。入場者もウナギ登りであります。このたびの入場税改正には間に合ひそうもありませんが、大蔵大臣は衆議院でも検討を約束しておるようでもあり、ギャンブル廃止まではこの入場税に重税を課すべきだと思ひますが、総理のお考えをお伺いしたい。

次に、所得税の脱税について。国税庁の発表で

は、この一年間の脱税行為は三割近くふえ、確定申告納税者の不正所得は千三百億圓、脱税額も三百三十七億圓の史上最高を数え、しかも、これも氷山の一角にすぎないと言われております。さらに、数百億圓の年収をあげながら一銭の税金も払わない暴力団の脱税行為など、悪質なものの増大する一方であり、国民の不信をいよいよものらせております。ときあたかも納税申告の時期にあたり、政府はき然たる態度できびしく対処するとともに、政治献金の規制、あるいはガラス張り化、さらに適正な課税など、政府みずからの姿勢を正して事に当たらるべきだと思ひますが、総理の決意をお尋ねしたい。

最後に、このたび専売審議会がたばこに対する有害表示を見送るという國辱的な答申をいたしたことが、最近たばこに水銀が含まれていたりという問題も生じております。税収や専売制度にとらわれて、国民の最も大切な人命や健康まで無視しようとするのは、まことにけしからぬ話であります。総理は、勇断をもつて人間尊重の立場から、たばこに有害表示をすべきことを専売公社に指示すべきであると思ひが、総理の決然たる所信をお伺いいたしまして、質問を終わるものでございします。(拍手)

【国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手】
○国務大臣(佐藤榮作君) 多田君にお答えいたします。

お尋ねがたいへん広範にわたつておりますので、私からお答えしない、あるいは落ちた部分がありましたら大蔵大臣からお答えいたします。さように御了承いただきたい。

初めに、租税特別措置につきましてであります。まず、この制度が単純に大企業優先のものであるという認識は改めていただきたいと思ひます。その約半分は貯蓄優遇のためのものであり、その他にしても、公害防止や資源開発等の特定の政策目的を追求しようとするものであります。ただ、この制度は、税の公平の観点から、か

ねて議論が提起されている問題でありますので、随時弾力的な改廃を加えていくべきものと考えます。本日提案した改正案は、その方向に沿つたものであります。また、多田君の御発言では、巨額の減税を新たに行なつたかの感じを受けますが、特別措置による減収額は、税制調査会の答申どおり前年度の減収額の範囲内にとどめていられるものであります。誤解のないようお願いいたします。

税の公平の問題につきましては、制度の面でも、また実際の運用の面にあたりまして、公平が何よりも基本でありますので、今後とも十分この点に留意してまいらるつもりでございます。

次に、いわゆる公営ギャンブルの入場税についてであります。公営ギャンブルのあり方ともあわせて今後の検討課題といたします。ただ一言申し上げたいことは、多田君は、これを地方財政の關係上、政府も必要悪として認めたとの御趣旨であります。この点は多少違ふように私は思ひます。私は財政の立場からのみその存廃を考えるつもりはありません。むしろ多田君も御指摘になりましたように、ブーム、その根源はやっぱりギャンブルを好む人間性自体にあると考えます。そのような意味で、ギャンブルは強制的に、あるいは多少の入場税負担によつて押えられるものではないと思ひます。節度あるギャンブルへの参加、これがまず何よりも必要であらうかと思ひます。

また、脱税取り締まりの強化、これは御指摘を待つまでもなく、租税負担公平の確保の上からも全力をあげて取り組んでまいります。暴力団といへども看過するようなことはいたしません。ただ、欺言ではあります。一般国民の、脱税は罪悪である、あるいはまた納税は国民一般の義務と、こういう觀念の浸透が、脱税を抑制する何よりの武器であることも国民各位によく御理解いただきたいと考えます。

最後に、たばこの有害表示については、去る三月二日の専売事業審議会の答申に基づき目下検討

中でありすが、喫煙と健康の問題については、国民の関心が高まっているから、適切な措置を講じたいと考えております。

以上お答えをいたします。その他の点は大蔵大臣からお答えいたします。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫登壇、拍手〕

○国務大臣(福田赳夫君) お答え申し上げます。

わが国の租税負担が、軍事費や社会保障費が少ない関係で低いのではないかと、いろいろお話し、私はそれは軍事費の面で特にそうだと思います。いまわが国の軍事費は予算の中で七割、まあ先進諸国の中でそんな国はございません。その防衛費、軍事費が少ないのですから、したがって、われわれの負担も少なくなる。これは私が大いにまあ皆さんにも御理解を求めて、また胸を張っている、こういうところでございますが、それはそれとおりでございます。もし軍事費をふやすということになりましたら、負担はふえてくる。そういう逆の関係になってくると思います。

それから社会保障費につきましては、まあいまだとんどもこれをふやしておるという過程であります。今後とも、これはふえていくという傾向を持つと思ひます。

それから私、特に申し上げたいのは、社会保障もさることながら、社会資本のおくれの取り戻しの問題であります。これはずいぶん金のかかることだ、こういうふうに思ひますが、その社会資本の取り戻し、社会保障ということと考えると、今後、私はもう国民の負担はそうふやす方向に持っていくたいたいです。ないが、この数年の間に二割、三割くらいあるいはこの負担のねじりというものが、やむを得ないことになるのじゃないかなあとも思ひます。おわけでございます。できる限り国民の負担につきましては、これを低減するという方向で善処してまいりたい、かように思ひます。

それから次に、物価が七割も上がればもう所得税減税も何もあつたものじゃないかとい

うお話しでございますが、物価はそういうふうになることは、これは好ましくありません。何とかして、これを経済見通しで言うがごとく、五・五割くらいに落ちつきたい、それに向かつて最善を尽くすということにいたしたい、かように考えます。

それから課税最低限の考え方について、総理府の家計調査を基準にしたかどうかという御意見のようには伺ひましたが、これは百三十万円となつておるわけでございますが、この課税最低限が対象とする国民の生活、これはどういふものかという、これはもう相対的のものでありまして、経済力がどんどんついていく、あるいは社会需要がどんどん進化する、それに伴ひまして、私は生活最低限といふものはどんどん上がつていく性格のものである。私はそういう際において、わが国の税法上課税最低限の基準をどこに求めるかと、こういうことになると、これはどうしても国際社会における水準である、こういうふうにも考えるのです。百三十万円という総理府家計調査のお話でございますが、これは平均の話でございます。最低限じゃない。やはり私は最低限論議、この課題となるのは国際社会における生活水準、こういうことを目標にすべきである、かように考えるわけでありませう。

次に、法人税率を今回動かさないのはどういふわけか、これは法人税率を引き上げて法人に重課すべきではないかという御意見でございますが、これは、いまわが国の法人は非常に資本の不足で悩んでおる、自己資本がこんな日本みたいに少ない国はないくらいな状態でありませう。そういうふうな状態下におきまして、わが国の法人税率をどうするかという、これ以上ふやすというのはどううかと思ひます。今日すでにこれも国際水準になつてきておるわけでありませう法人税に、さらに重課するといふことはいかがであらうか。

さらに、多田さんは、法人税に累進税率を使つたらどうだろうというお話しでしたが、これ

は、法人税に累進税率を使うといふことは、觀念上は考えられないことではないわけでありませう。しかし、累進的な税率を設けますと、会社は幾らでも脱税の手段を講じます。そうして、大きな会社、利益のたくさん出る会社を分散するという傾向を持ち、実際問題として、これはできない、さうに御承知を願ひます。

なお、特別措置につきまして、いろいろ御意見があつたわけでございますが、先ほどもお答え申し上げましたが、何とかして、それを整理する方向に持っていくたいといふふうに考えられます。が、時代の要求とともに、もう一つの特別措置要因といふものが出てくるわけございまして、御期待に沿ひ得ないことを遺憾に存じておりますが、今後とも努力をいたしたい。

なお、交際費について特に御指摘がありました。が、交際費はお話のような考えのもとに、今回、対象経費の率を六〇%から七〇%に引き上げるといふ考え方をとつたわけでありませう。

なお、多田さんは、今後、社会資本の問題あるいは社会保障の問題で歳出が拡大するじゃないか、そういう際に、国債あるいは間接税を増徴する、あるいは付加価値税を設ける、何らかの方法をとらなければならぬと思ひますが、何か考え方はあるかと、こういうお話しでございますが、私は、歳出は、これは膨張の傾向にあると思ひますが、これは金がずいぶんかかります。そういうようなことを考えますと拡大の傾向にあると思ひますが、しかし、さて、先ほども申し上げましたように、それに対して増税といふようなこと、これはなるべく私は低目に見ていきたい、かりに間接税を増徴するといふような場合がありまして、これは所得税の減税をやるといふふうにはいたしまして、何とかして租税負担の増高は、現在の一九%から二・二%の程度までを目標にいたしてまいりたい、かように考えております。

なお、未亡人、寡婦に対する控除、これの引き

上げのお話がありましたが、これは子供の乳幼児に対する控除をどうするか、いろいろの権衡上の問題がありまして、そう簡単にいいかない点があるんであります。しかし、今後ともこの老人、寡婦等に対します控除につきましては努力をいたしていきたく、かように考えておる次第でございます。(拍手)

○副議長(安井謙君) 中沢伊登子君。

〔中沢伊登子君登壇、拍手〕

○中沢伊登子君 私は、民社党を代表いたしまして、ただいま趣旨説明のありました所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の租税三法について二、三の質問をいたしたいと思ひます。

今回の租税三法の改正案を見ますと、その骨子は、第一に、所得税の免税点を標準五人世帯で百十三万円に引き上げ、初年度千六百六十五億円の減税を行なつていくこととあります。第二に、配偶者控除の適用要件である妻の所得限度額を二十二万五千円から三十一万七千円に引き上げることとあります。第三に、交際費課税の若干の強化など、租税特別措置の改廃を行なつていく点であります。昭和四十六年度の一般会計予算規模は、実に九兆四千億円の膨大なものであり、国民生活に占める財政の役割りは著しく増大してきています。したがって、国民一人一人のとりとえ税金によつて成り立っているこの巨大化した財政の動向こそ、われわれが最も関心を持たなければならぬものであります。私は現在の税制の当面する課題は大きく分けて三点あると思ひます。

その第一は、常に勤労者の生計費に課税しないこと、すなわち、依然として重い現在の所得税を大幅に減税することとあります。第二に、租税の大原則である税負担の公平、平等を徹底すること、すなわち、利子配当の優遇課税、交際費課税

昭和四十六年三月十日 参議院会議録第七号

所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明) 一五〇

など、租税特別措置は抜本的に改革することであり、第三は、歳出の増加に見合う財源確保対策として、現在諸外国と比較しても非常に低い法人税を引き上げることであります。

このように現在当面する諸課題から見まして、政府の来年度税制改正案はまさに中途はんばなものであり、むしろ、自動車新税の創設などに見られるように改悪とさえ断言せざるを得ません。そこで、まず最初に、佐藤総理大臣にお伺いしたいのでありますが、私がいま述べました三点の税制改革案につき、どのような御見解をお持ちなのか、また、総理としては今後どのような方向で税制改革をなさろうとしているのか、その御所見のほどを承りたいのであります。

次に、所得税減税について質問をいたしたいと思います。政府は、最近しばしばわが国の直接税と間接税の比率を問題にされ、現状は直接税の比率が非常に高く、したがって、国民の重税負担感がなくならないと説明されているのであります。確かにわが国の直接税と間接税の比率は、昭和四十五年度で六六・四対三三・六と、アメリカに次いで高い比率になっております。これが国民の重税感を高めていることはいまさら申すまでもありません。この観点から、今後、直接税の比率を引き下げるべきであると思ふならば、しかも先ほどの社会党の戸田議員への御答弁にもありましたとおり、当然、来年度の所得税減税は大幅に行なわれてしかるべきであります。にもかかわらず、政府の来年度所得税減税は、所得税の自然増収六千九百億円に對して、わずかに千六百六十五億円にしかすぎないのであります。その減税割合は二四・一％で、昭和四十一年以降最低の割合であります。政府の言われる直接税の比率を下げていきたいという意向と、現に行なわれている政策は明らかに矛盾していると言わざるを得ないのであります。

そこで、大蔵大臣にお聞きしたいのであります。直間比率は来年度税制改正によってどのよう

になるのか、また、その比率は現在より上がるのか下がるのか、お聞きをしたいのであります。あわせて、今後この直間比率を引き下げる場合、妥当な比率をどのように見ておられるのか、その引き下げ方法として、所得税の大幅減税を行なうのか、それとも付加価値税の創設によるのか、政府の御見解を承りたいのであります。

次に、老人対策と税制問題について質問をいたします。いまさら申し上げるまでもなく、これからの老人問題は、もはや社会の片すみの問題ではなく、国民すべての問題であり、政府も国民も、いまこそ全国的な規模で老人問題を真正面から取り上げ、それへの対応策を考えなければならぬときに至っているといわれているのであります。私も老人を愛し、老後の生活に全く憂いをなくしてこそ、初めて真の福祉国家が創設されることを考えるのであります。このような世論が高まる中で、政府もおくればせながら老人対策に本腰を入れようとしていられるのであります。その中で、税制面からの老人対策が忘れられているのではないかとおそれるのであります。具体的に申しますと、老人を扶養する家族に対する配賦が現在あまりにもなさ過ぎることです。私はたびたび見聞するのであります。老人とむすこ夫婦が同居している家族において、わずか月二、三万の老齢福祉年金をめぐり、老人の小づかいにするのか、家計の一助にするのかでトラブルが起こっているのではありません。政府の目から見れば、それはまれなる事例と言われるかもしれませんが、現在老人の約六五％は家族の扶養にたよっている現状をみますとき、このような悲しむべきことが全国でひんぱんに起こっていると思ふべきであります。

そこで、私は一つの提案を申し上げたいと思ふます。それはむすこ夫婦が老人を喜んで扶養するような税制上の恩典を与えてあげることです。いまの所得税制では、老人の扶養については、扶養控除として、子供の場合と同じく一律に年十三万

円の控除が世帯主に認められているにすぎません。私はかつて昭和三十六年に、妻の取り扱いが扶養控除から独立し、配偶者控除として認められ、高い控除額になっている経過にかんがみ、この際、老人扶養につきましても、現在の扶養控除から独立させ、高齢者扶養控除とし、二十万円程度の控除を認めるべきであると思ふのであります。いかがですか。この措置は、老人の地位を税制面において高めるとともに、老人を扶養する家族の負担を緩和させることにもなり、円滑な老人同居家族をつくる一つの施策だと確信するのであります。

大蔵大臣並びに厚生大臣の御理解ある御答弁を期待いたします。私の質問を終わります。(拍手)
〔国務大臣佐藤栄作君登壇、拍手〕
〔国務大臣佐藤栄作君登壇、拍手〕

まず、所得税の負担につきましては、所得税の課税最低限がこれまでの累次の減税の結果、現在では先進欧米諸国と比べて大体その水準に達しております。さらに昭和四十六年度には、最近の所得、物価等の動向を考慮して、給与所得者の課税最低限を約一〇％引き上げることいたしましたので、おおむね妥当な水準にあると考えます。

中沢君は、勤労者の生計費には課税しないように主張されましたが、私も気持ちにおきましては異論ありません。統計の取り方によつていろいろな見方もあろうかと思ふますが、私は大局的に見て、勤労者の諸君が税引き手取り額で恒常的に赤字家計となるような実態であると考えております。しかしながら、所得税の今後の減税の重点は、中小所得者、特に勤労所得者の税負担の適正化にあることは、私自身十分理解しておりますので、今後とも十分配慮してまいりたいと考えます。

次に、租税特別措置は、一面におきまして税負担の公平をそこなうという批判のあることは否定いたしません。一方において、税制を通じて経

済諸施策の遂行に寄与しようとするものでもあります。問題は両者のかね合いであらうかと、かように考えます。今回の改正案も、公害防止、資源開発、海外投資等に資することを旨としたものであり、その機能は正しく評価されるべきであると考えます。今後とも政策目的の合理性や政策手段としての有効性の判定は厳格に行ない、常に適切な制度であるように留意してまいりたいと思ふます。どこまでも平等の原則、公平、平等、これを守つていきたいと思ふます。

最後に、法人税率の引き上げはかれとの御提案案がありましたが、率直に申し上げて、わが国の法人税率は諸外国に比べて低過ぎることは考えておりません。ただこの問題は、法人税制の仕組みとの関連もあり、国際比較だけに結論を得られるものでもないで、税制調査会におきまして御検討願つていただきたいと思います。なお、昭和四十六年度については、四十五年度の税制改正において十八年ぶりに引き上げをはかったところであり、また、さらに法人税率の引き上げを行なうことはただいま考えておりません。

以上三点についてお答えをいたします。(拍手)
〔国務大臣福田赳夫君登壇、拍手〕

生計費には課税しないという課税最低限の原則を確立したらどうかと、こういうお話でございますが、まあ気持ちにはまことにさうなとおりでございまして、ただ生計費というものは、これはもう相対的なものでありまして、固定した数字なり理論というものがありません。もう世の中が進歩してくる、それに付随して生計費もだんだんと上がってくる、そういうふうな考え方をとるべきじゃないか、さういふ考えをおのりでありまして、課税最低限は、これを今後ともねばり強く引き上げに努力を続けてまいりたいと、かように考えます。

それから次に、配当や交際費などの特別措置の整理についての御苦言でございますが、これは、

先ほども申し上げましたが、新たに時代の要請として、いろいろなものが租税政策として取り上げられるということが要請されるわけでありまして、そういうようなことで、新しい措置が採用される。せめて、その新しい措置も、既存の特別措置の整理、合理化のワケ内においてこれをしたというので努力をいたしておりますが、お考えのほどはよく私どもわかりますので、今後この整理、合理化には努力をいたしてまいりたいと存じます。

また、法人税率の国際比較、国際比較は、いまアメリカが五一・六四％、ドイツが四九・〇五％、フランスが五〇％、日本が四五・〇四％、イギリスが四二・五％、こういうことになり、そう低いということでもありませんが、高いというほどでもない。大体国際水準だと、こういうふうに申し上げることができると思いますが、わが国におきましては、総体の税負担が低い。所得税、法人税を通じて、その他酒税も入れますと、国際水準は三〇％、そういうときに、わが日本では一九・三％である。こういう全体の租税負担率が低いその中における法人税が、そういう国際比較になつておるといふことを考えますときに、必ずしも、これは日本が低いと、こういうわけにはいかぬじゃないか、かように考えます。

また、中沢さんは、直間比率六六％対三四％、これを是正するために所得税の大幅の減税をはかるべきだといふようなお話でございますが、私は、これはもうまことにそのとおりだと思ひます。直間比率は、間接税の増徴、これでやつていくんじやない。直接税を、特に所得税を大幅に減税する、そのために、よつて生まれる欠陥を消費税、間接税によつて補う、こういう考え方によるべきである、こういうふうに考へる。まさに同意見でございますが、なお、私は直接税から間接税へというふうに言つておりますが、それは直接税中心主義を放棄する、こういうことじやない。どこまでも直接税中心主義だ。しかしながら、ウ

エートを幾らか間接税のほうに、直接税を減税し、間接税を増徴するという方向にいくべきじやないかといふことを申し上げておるわけでありまして、大幅な直間比率の改正といふことを考へてゐるわけじやないであります。

それから、最後に老人福祉の問題であります。これは御承知のように、歳出面におきましても九百六十億、四十六年度予算におきましても老人対策、福祉対策に金がかつておるわけでありまして、この老人の税制面におきましても何かできないかといふ御提言でございます。それで、老人といふものと、それは乳幼児は一体どうするんだというふうな相対的な問題ともからまひまして、老人といふカテゴリーで控除を大幅に拡大することは、これはむずかしいんです。そこで、二、三年来、老人といふことじやございませんけれども、身体障害者といふ範疇を、これを広義に解して、老人の御病氣の方々、これが対象になり得るやうにということにいたしてゐるわけでありまして、そうしますと、扶養控除が十三万円、それから障害者控除が十一万円、合せて二十四万円の控除になるわけでございます。しかし、老人も大事にしなければならぬといふことは、私も全く同感でありますので、今後ともこれが改善につきましても努力をいたしてまいりたい、かように思ひます。(拍手)

〔国務大臣内田常雄君登壇、拍手〕

○国務大臣(内田常雄君) 老人問題が今後の大きな国民的課題になつてまいりますゆゑは、私は二つの原因があると思ひます。その一つは、現在のところは、日本はまだ老人の人口構造に占める比率は、先進諸国よりも少のうございすけれども、こと十五年、二十年の間に急速に人口構造が老齡化するといふことと、もう一つは、核家族の発生によつてわかりますやうに、国民の、両親をはじめ老齡者に対する扶養意識、家族扶養といふやうな考え方が崩壊しつつあるといふところから、老人問題は大きくなつてまいらうと思ひます。

これらの対策は、御承知のように、いろいろあるわけでございますが、さういふ見地から考へますときに、中沢さんがおっしゃられますこの老人に對しましては、所得税法の取り扱ひ上、扶養控除から独立させた老齡者扶養控除といふやうなものを設けてはどうかといふことにつきましては、老人政策を重視いたしております厚生大臣の私としては、もとより異存はございません。そういう趣旨で、実は先年来、大蔵省並びに税制調査会のほうにも私どもの考えを述べてまいりましたところが、いま大蔵大臣から御答弁がございましたやうな次第もございまして、昨年から、老齡者控除という独立した名前ではございせんけれども、障害者控除の中に、年寄りといふものは、ひどい場合には寝たきり老人にもなりましようし、その他からだの故障のある場合など多いので、障害者控除の中に包摂するやうに、政令の改正等を昨年来やつてまいりまして、第一歩を踏み出しました。

今度の改正におきましては、この老齡者扶養控除ではございせんけれども、老人ホームなどの福祉施設に關連する寄付金等を、これを非課税にするといふやうな、そういう措置をとつていただくことにさらに一歩を踏み出してまいりますので、先ほど大蔵大臣から多田議員に対する御答弁にもございまして、いまもまたお話がございましたが、この件は大いに努力すると、こういうこととございまして、大いに大蔵大臣とも打ち合わせをいたしまして、私どもの考へ方、理想の達成に努力をいたしてまいりたいと思ひます。(拍手)

○副議長(安井謙君) これにて質疑の通告者の発言は全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○副議長(安井謙君) 日程第四、国務大臣の報告に關する件(昭和四十六年度地方財政計画について)、並びに、日程第五、地方税法の一部を改正する法律案

(開法第四一〇号)及び地方交付税法の一部を改正する法律案(趣旨説明)を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○副議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。

自治大臣の報告及び国会法第五十六條の二の規定による趣旨説明を求めます。秋田自治大臣。

〔国務大臣秋田大助君登壇、拍手〕

○国務大臣(秋田大助君) 昭和四十六年度の地方財政計画の概要並びに地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法の一部を改正する法律案の趣旨について御説明申し上げます。

昭和四十六年度の地方財政につきましては、最近の經濟情勢の推移及び地方財政の現状にかんがみ、国と同一の基調により行政經費の効率化と重点化に徹し、適切な行政運営を行なう必要がありま。

昭和四十六年度の地方財政計画は、このやうな考へ方を基本とし、次の方針に基づいて策定することとしたしました。

第一は、地方税負担の現状にかんがみ、個人の住民税、個人の事業税などについてその軽減合理化をはかることとございす。

第二は、地域社会の著しい変貌に對処し、それぞれの地域の特性に応じて住みよい環境づくりを進めるため、人口急増地域における義務教育施設その他の公共施設、過疎地域における生活関連施設等を整備するとともに、公害対策、交通安全対策、防災救急対策を積極的に推進するほか、広域市町村圏の振興などをはかることとございす。

第三は、各種の長期計画の改定にも即応しつつ、地方財政の長期的見地から社会資本の計画的な整備を推進するため、住民の日常生活に直結する地方道、下水道、清掃施設、住宅等の各種の公共施設を整備するとともに、公共用地先行取得対策を推進することとあります。

なお、市町村の道路財源を拡充するための自動

昭和四十六年三月十日 参議院會議録第七号

国務大臣の報告に関する件(昭和四十六年度地方財政計画について)並びに地方税法の一部を改正する法律案(團法第四一号)及び地方交付税法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一五二

車重量課税を創設することとしたしております。

第四は、地方公営企業の経営の基盤を強化してその健全化をはかることとあります。

第五は、財政運営の効率化を推進するとともに財政秩序を確立することとあります。

以上の方針のもとに昭和四十六年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は、九兆七千七百七十二億円となり、前年度に対し一兆五千九百三十九億円、一九・六％の増加となっております。

次に、地方税法の一部を改正する法律案について、その趣旨と内容の概略を御説明いたします。

明年度の地方税制の改正にあたりましては、住民負担及び地方財政の現状にかんがみまして、個人の住民税、個人の事業税等について負担の軽減合理化をはかり、市街化区域内の農地に対して課する固定資産税及び都市計画税について税負担の激変緩和の措置を講じつつ課税の適正化をはかるため所要の措置を講ずることとし、あわせて狩猟免許税、入猟税及び入湯税の税率の引き上げを行なうことを中心としております。

以下、その概要について御説明申し上げます。

まず、個人の住民税につきましては、住民負担の軽減をはかるため、課税最低限の引き上げを行なうこととし、基礎控除額を一万円、配偶者控除及び扶養控除の額をそれぞれ二万円引き上げることとしたしました。

次に、個人の事業税につきましては、個人事業者の負担の軽減をはかるため、事業主控除を三十六万円に引き上げることとしたしました。

また、料理飲食等消費税につきましては、旅館における免税点を千八百円に、基礎控除額を千円に引き上げるとともに、飲食店等における免税点を九百円に引き上げることとしたしました。

また、狩猟免許税及び入猟税につきましては、税負担の合理化等の見地から、その税率を三倍程度引き上げることとしたしました。

さらに、固定資産税及び都市計画税につきましては、市街化区域内の農地について、税負担の激変を緩和するための調整措置を講じつつ課税の適正化をはかるため、状況が類似する宅地の価格に比準する価格によって評価を行なうこととし、各年度分の税額は、市街化区域農地を、その評価額によって三つのグループに区分し、それぞれの区分に応じて一定期間従来の税額を据え置くこととし、それ以後の年度においては、市街化区域農地の区分に応じて一定の軽減率を乗じて税額を算定することとしたしました。

また、入湯税につきましては、その使途に消防施設の整備を加え、標準税率を二十円から四十円に引き上げることとしたしました。

このほか、電気ガス税の免税点の引き上げ、不動産取得税、固定資産税等の非課税範囲の拡大の措置を講ずる等所要の改正を行なうこととしたしております。

以上の改正によりまして、昭和四十六年度においては、合計八百五十二億円、平年度九百六十八億円の減税を行なうこととなりますが、他方、四十八億円の増収が見込まれますので、差し引き八百四十四億円、平年度八百六十九億円の減収となります。

次に、地方交付税法の一部を改正する法律案の趣旨について御説明申し上げます。

昭和四十六年度の地方交付税の総額は二兆四百六十四億円、前年度当初に比して二〇・九％の伸びとなるのでありますが、その算定にあたっては、地方財政計画の策定方針とその内容に即応して、長期的見地から社会資本の計画的な整備を促進するとともに、最近の地域社会の著しい変貌に対応し、それぞれの地域の特性に応じて住みよい生活環境の整備をはかるため、地方団体の財政需要の増加に対応して、地方交付税の単位費用の改定を行なうほか、算定方法の簡素合理化その他所要の規定の整備を行なうこととしたしております。

以上が昭和四十六年度の地方財政計画の概要並びに地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法の一部を改正する法律案の趣旨であります。(拍手)

○副議長(安井謙君) ただいまの報告及び趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。和田静夫君。

〔和田静夫君登壇、拍手〕

○和田静夫君 私は、日本社会党を代表し、地方税法の一部改正案、地方交付税法の一部改正案並びに昭和四十六年度地方財政計画に関連をして質問をいたします。

国鉄山陽本線は、山口県に入ると急行が鈍行に変わると陰口がきかれています。山口県には急行停車駅がおそらく多いからであります。現在工事中の山陽新幹線までが、山口県では、新岩国、徳山、小郡、下関の四カ所もとまることになっております。新岩国駅など、一日の見込み乗降客二千人にすぎず、駅ができて、駅前に建つのはハイヤー営業所ぐらいだろうと言われております。また、山口県の道路舗装率は四五・六％、これは全国平均を九・八％、中国地方各県平均を実に一五・二％も上回っている数字であります。たとえて言えば、山口県萩市、島根県益田町の県道は、島根県側に入ったとたん平たんな舗装道路から、でこぼこ道に変わるといったぐあいであります。こうしたことは、総理をはじめとする与党のいわゆる大もの議員による国政の私物化でなくて何でありましょう。総理は、さきに、この国政私物化の思想を露骨に示した前法務大臣を更迭をされました。しかし、ことばでこそそのような露骨な言いあらわし方をしなくても、新聞報道などでもいわれているように、中曽根、福田等々があり、そして、総理の出身県の道路舗装率が異常に高いといった露骨な現状について、まず、どのような見解をお持ちでございますか。

いま、まさに地方選挙の季節であります。この中で、多くの方々が中央直結の利益を説いておられる姿にぶつかります。この中央直結の利益とは一体何なのか、それと地方自治とはどういう関連があるのか、総理の口から御説明をいただきたいと思ひます。

中央直結のチャンピオン秦野都知事選予定候補は、いわゆる四兆円ビジョンを掲げて選挙戦に臨もうとしております。いまさら申すまでもなく、この四兆円ビジョンには、与党によるその財源の担保が伴っていたはずであります。総理は、国政の私物化を具現するように、ほんとうに秦野氏を特別扱いし、その四兆円ビジョンを財源的に保証するつもりなのか。とすれば、具体的にどういう方法でそれをなされるのか。それとも、あれは選挙対策用の単なる約束だったのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

去る二月十九日、衆議院本会議では、地方税法及び四十六年度地方財政計画についての質疑が行なわれております。私はその全容について一読をいたしました。その中で、日本社会党の代表が地方団体のいわゆる自主財源の乏しさを指摘したのに對し、総理は、国庫補助制度そのものの合理性を説いて、みごとに問題をすりかえてしまったのであります。質問者は、あそこで国庫補助制度そのものの当否を論じたわけではありません。われわれが地方団体における自主財源の乏しさを指摘するとき、そこには自主財源の乏しさに象徴される

日本の地方自治の現状への憂いの情が包み込まれているのであります。われわれが指摘しているのは、総理が合理的であると言われる国庫補助制度が、わが国においてあまりに肥大化したまま定着し、三割自治ということばに象徴されるように、近代的な意味での地方自治が不可能になっているということなのであります。この指摘が私ども一人のものではないことは、総理の諮問機関である地方制度調査会等が、行政事務の再配分、税財源の地方への大幅移譲を何度も答申していることからもおわかりになっているはずであります。総理は、わが国地方団体の近代的な地方自治機能のこの欠除の現状にあぐらをかき、いたずらに国政を私物化しているような印象を与える態度を直ちに改め、謙虚にこうした意見に耳を傾けるおつもりはありませんか。

さらに総理にお尋ねいたします。御存じのように、自治省には広域市町村圏構想というのがあります。そして建設省には地方生活圏というのがあります。この両者の圏域にズレがあるところから、各地方段階では同時指定を受けることをねらって混乱が生じたことについては、いろいろなところですでに指摘をされました。自治省は、各地で問題が起ることから、建設省と協議して、広域市町村圏の地域を数個合わせた地域が即地方生活圏となるよう調整する、そのようなことにしたようであります。それならば、広域市町村圏と地方生活圏とは別のものであつてよいのかという疑問は

依然として残るのであります。ともあれ、私がここで指摘をしたいのは、中央省庁の役人が何々計画とか何々構想とかいうのをいろいろと描く、それは疑似西歐的タームとビジョンに満ちた、絵としてはそれなりにすぐれたものであるかもしれませ

ん。しかし、それが一度地方におろされていくと、そのものとしては機能しない、まさに地方段階では補助金ほしだけでそろう計画や構想に乗っているわけでありまして。したがって、一つの国の計画が変わると、県段階の計画はそのつと変わっているというのが現状であります。たとえ

ば、これは鳥根県の例であります。自治省から広域市町村圏の構想が示された昭和四十三年度には、県計画との適合をはかるために直ちに自治省の意向を打診したところ、鳥根県の九ブロックによる広域行政は大体においてそのままよいという結論に達したと、当時地元新聞の一面トップで大きく報道されたものでした。ところが、それ

からわずか十カ月後の四十四年六月には九ブロックが四ブロックに急変しているのであります。この急変ぶりに県民ひとしくあ然としたのであります。が、これなどは国の段階でつくられる計画の客観的存在意義の何たるかを示す象徴的な事例であると言つて私は過言ではないと思ひます。わずかな補助金をここに、地方段階での計画が中央官僚の小手先で動かされていっていると言つても過言ではないと思ひます。これでは住民の手による各地域の計画的建設といった地方自治にとって基本

的なモメントが育つはずはありません。官僚の主観的意図とは別に、中央段階でつくられる計画や構想の客観的な役割りを十分考慮されて、これら計画構想づくりを少し控えさせたらどうかと思ひますが、いかがですか。

自治大臣にお尋ねいたします。大臣は、沖縄の祖国復帰に伴う措置として、昭和四十五年で三十億の特別交付税を交付されたわけですが、昭和四十六年度はどうするつもりかお聞かせをいただきたい。

次に、沖縄の市町村の財政の問題であります。復帰に伴つて本土における現行制度を機械的につないだ場合、沖縄の市町村の財政はどのようなことになるのか、私はたいへん心配であります。私はほとんどがおそらく再建団体化するという判断を持っておりますが、自治大臣はこの点どのような判断の上に立つて、どのような具体的対策を考えていらっしゃるのか、お聞かせをいたします。

二月十九日の衆議院本会議で、福田大蔵大臣はいわゆる付加税方式に触れ、「付加税方式にする」と自治の本旨にもとるんだというふうな考え、これはどうも少し、あまりにも保守的にすぎるのではないかと述べておられます。一方、同じ席で自治大臣は、「付加税という形式では、地方自治を今後盛り立てていくという点におきまして、いささかどうかと考えられますので、」と、全く正反對の議論をなさっているのがあります。評論家ならいざ知らず、あなた方は一つの内閣の意

昭和四十六年三月十日 参議院會議録第七号

国務大臣の報告に関する件(昭和四十六年度地方財政計画について)並びに地方税法の一部を改正する法律案(通旨説明)及び地方交付税法の一部を改正する法律案(通旨説明)

一五四

思の体现者であるはずであります。官僚間のなわ張りに基づく意見の違いが、そのまま大臣間の意見の違いの差異になってあらわれる傾向が最近とみに強んでありますが、私はそういうことは許されないと、昨年四月三日のこの場所からも指摘をしたのであります。本会議という場所でも、平気で二人の大臣が意見の違いを公にしている、これはもう総理大臣の責任であります。総理は、この付加税方式についての内閣の統一された意思をここに明確にすべきだと思いますが、いかがですか。

次に、いわゆる付加税方式や徴税機構の一元化論に関連し、大蔵大臣にお尋ねいたします。大蔵省周辺には、付加税方式や徴税機構の一元化といった議論がありますが、それらの議論は主として課税技術のあり方といった面からのアプローチであるように見受けられます。しかし、私は、そこには課税技術の問題を越えた地方団体の課税権にかかわる問題が存在すると思うのであります。つまり憲法九十四条は、「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し」、「事務を処理し、」です、「及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。」とあり、これにリンクした形で現行地方税法上の課税権が地方団体に与えられているわけであり、単に課税技術の変更にとどまらず、地方自治の本旨にかかわることだという主張は、大蔵大臣がいかに保守的だと言われようと、憲法と地方税法との関連においてあらわれる法律構造がそうなっているものであります。けさの戸田議員の質問に対して、採用にあたっては慎重にいくと大蔵大臣はこ

こでは答弁をされたのでありますが、大蔵大臣は、そういう形で慎重にいくにしても、憲法でも改正してそれをやり抜くつもりなのか、この機会にお聞かせをいただきたいと思ひます。法律論はともあれ、私は、税の現実的な流れの変化のうちに行政過程の変化が惹起されることを予見するがゆえに、いま考えられている付加税方式、あるいは徴税事務一元化が中央集権化を促すものとして反対せざるを得ません。何が角で何が牛であろうとも、結果的に牛を殺すことのないよう強く希求して質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤榮作君) 政治の私物化の断固排斥されるべきことは和田君の御指摘をまつまでもありません。今日の行政は一億国民の監視のもとに、ガラス張りで行なわれていくものであります。世論は政治の私物化を見のがすはずがありません。具体的にあげられた幾つかの例は、それ相当の理由が認められたからであって、全く理不尽のものであるわけではない、また私物化というわけでもないとは私は考えます。行政は行政としての筋を通す、また政治家は政治家としての節度と襟度を保つ、かようにして初めて国民の信を得られるのであり、今後とも十分心してまいらるつもりであります。

次に、中央直結と言われた点であります。中央直結ということは必ずしも正確ではないように考えます。私は、国も地方公共団体も最終的には国民の福祉を目ざすもので、互いに敵対視し合うようなことはあるべからざるのだと思ひます。また、地方公共団体が国に隷属する、こういった関係でないこともあらためて申すまでもあ

りません。両者が互いにその立場を理解し合い、協力して住民福祉の向上を目ざして施策を進めていく、これがあるべき姿だと考えます。肝心なことは、中央と地方との気持が通い合うことであると思ひます。人によって、あるいはその人の所属政党によって中央政府の態度が変わることは決してありません。真に住民福祉の向上を願うものであれば、その共通の基盤の上に立って、相携えてりっぱな行政を推進していくことが十分可能であります。社会党や共産党に属する知事諸君も、どうぞ遠慮なく政府の招集する知事会議にも御出席いただき、その抱負をお聞かせいただきたいと思ひます。そこに初めて十分の理解と協力の上に立つた強力な行政が期待できるのであります。

次に、いわゆる秦野君の問題であります。ただいま選挙に臨もうとしておられる際でございますが、これについての私の意見を述べることはいかがかと思ひますが、せっかくお尋ねがありましたので答えます。秦野君は、東京の改造について、住みよい東京の建設についてすぐれたビジョンを持ち、かつ、強い熱意を持ってその実現に当たろうとしているのであります。(そのとおり)と呼ぶ者あり、(拍手)私は、その熱意に対しては心から共感を覚えますので、これにはできるだけ協力もし、応援もしたい、かような気持ちでございます。東京都民も秦野君を信頼して、東京都をまかそうという気持ちになつてくださることが、その前提であることは申すまでもありません。(選挙違反だぞ)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)以上、誤解のないよう、お尋ねがありましたのでお答えをいたします。

次に、いわゆる三割自治について所見を求められました。三割自治はすでに遠い過去のものであります。地方税収入をとつても、すでに四割を上回っており、一般財源ベースでは約三分の二が地方の固有財源であります。かつ、これらはこのところ着実な増加を示しているものであります。いすれにしても、固有財源のウェイトをもって何割自治と言ふことは、私は基本的に賛成いたしかねます。国からの補助金にしても、地方公共団体の御意見を十分に伺った上で、適切な配分を行なっているものであり、私は現在の地方行政は十割自治であると考えております。

問題は、地方の財政需要が十分にまかなわれているかですが、わが国の社会資本の整備がなお十分であり、特に住民の日常生活に直結する地方道、下水道など、地方の行政施設の水準はかなり低位にあり、地方団体がその整備に多くの財政需要をかかえていることは十分理解しております。他方、地方財源の問題は、国・地方を通ずる公経済全体の配分との関連において検討することが必要と考えますので、このような点にも配慮しつつ、地方団体が長期的、計画的にその行政を推進していくことができるよう配慮してまいります。

次に、広域市町村圏の施策が市町村の担当する消防救急、医療、清掃、教育文化、社会福祉などの施設整備に重点を置いているのに対し、地方生活圏構想は、地方の道路、都市施設等の生活環境基盤施設の整備に重点を置くものであるため、圏域の設定や、計画の策定主体などに若干の差異があるのは、御指摘のとおりであります。しかしながら、これらが相互に合理的な関係を持つよう調

整をはかつており、両施策相互に協調して地域振興の上で総合的な効果をもたらすようつとめていくものであります。国の無秩序な施策が地方行政を混乱させているという非難は当たらないものと考えます。

最後に、地方税を付加税とする構想については、税理論上、あるいは地方自治のたてまえ上、反対論のあることは私もよく承知しております。税制調査会の国税と地方税に関する中間報告においても、賛否両論あるようであります。私自身は、率直に言って、すべての地方税を国税の付加税とすることは問題であります。所得税と個人住民税のように税源を同じくするものについては、できるだけ統合をはかることが、納税者の事務負担軽減の上からも、国・地方の徴税費の節減の上からも、大局的に見て望ましいことと考えております。しかしながら、制度的にも大きな問題であり、今後なお各方面の十分な御検討を願った上で、政府としての最終的な方針を固めたいと考えます。

以上、お答えをいたします。(拍手)

〔国務大臣秋田大助君登壇、拍手〕

○国務大臣(秋田大助君) 昭和四十五年度の特別交付税の措置におきまして、沖縄に三十億円の交付の措置をとりましたが、現在のところ、明年度どうするかということにつきましては、本年度と同様の措置をとることは考えておりません。

なお、本土復帰後、沖縄の市町村の財政状態は憂慮すべき状態になることはないだろうか、再建団体にもなるのではないかとという御心配のようでございます。この点につきましては、事務局にも命じ検討をいたしました。そのような

心配は幸いありません。

なお、地方税の付加税制度について大蔵大臣と意見が異なるような点についての御質問がございましたが、中央・地方を通ずる税制の制度改革等について、政治家としてのおの立場から率直な意見をまず最初の段階で言うことは、当然のことであろうと思っております。しかしながら、政府として最終的に意思を決定する場合に、両者の意見を統一調整をいたしますし、また、十分その可能性のあることを確信を持って存じます。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(福田赳夫君) お答えいたします。

地方税を国税の付加税とすること、また、徴税を一本化すること、これにつきましては、いま総理からも秋田自治大臣からも申し上げたところでありますが、私、まあ十八年、政界、国会議員をやっておりますが、その十八年前をずっと振り返ってみますと、地方自治というものの対する考え方が非常に変わってきていることを感ずるのです。いま、地方税を国税の付加税とするという問題、あるいは徴税の一本化という問題ですが、そのころは、もうこれは議員の皆さんにおいても非常に神経質になっておられた。これは地方自治を侵すんじゃないだろうかというふうなことであります。今日、私はそういうことをあまり感じません。納税者にも利便であり、国と地方にも経費が簡単に済むならばそのほうがいいじゃないか、こういう議論がかなり強くなっております。そういうふうなことから、この間、衆議院でつくく地方自治尊重論が提唱されましたので、

ちょっとそれは時代におくれておるんじゃないでしょうかという発言をいたしました。そういう意味でございます。私は、いま法律論を展開されましたが、現にこの法律論は解決をされているという見解です。つまり、法人税につきましては法人税付加税が採用されておるわけであります。これを、なぜ所得税付加税ということを考えられなにか、こういうふうに考えるわけでありまして、先ほど秋田自治大臣からお話がありました。私といたしましては、これは何とか推進をいたしたいという立場をとります。しかし、決して、これは過程の問題でありまして、経過中の問題でありまして、内閣の意向が分裂しておる、こういうことではない。議論に議論を尽くしまして、そうして最終的な結論を得たい、かように考えておる次第であります。(拍手)

○副議長(安井謙君) 須藤五郎君。

〔須藤五郎君〕あそこ問題を早く解決してください。解決しなければできないじゃないか」と述べ。

○副議長(安井謙君) 須藤五郎君、御登壇願います。

〔須藤五郎君登壇、拍手〕

○須藤五郎君 私は、日本共産党を代表して、昭和四十六年度地方財政計画、地方交付税法の一部を改正する法律案及び地方税法の一部を改正する法律案について若干の質疑を行ないます。

今日、地方自治体の財政問題はきわめて重大であります。政府の高度成長政策は、公害、交通事故の激増、大企業本位の開発、総合農政の押しつけなどを通じ、深刻な矛盾を地方財政に及ぼして

おります。すなわち、人口の大都市集中、農村の過疎化など両極端の悪化が進行し、都市では公害対策、住宅、道路、下水道、学校、保育所などの建設に膨大な財政支出を必要とし、また過疎地帯では地方財政そのものが破綻しつつあります。このような地方自治体の財政の現状に対し、佐藤内閣は十分な改善措置を講じないばかりか、地方交付税の借り上げ、超過負担の押しつけなどを平然として行ない、地方自治体の財政を圧迫しておるのであります。本来、地方自治はわが国の民主主義の最も重要な柱の一つであり、自主的な地方財政の確立は地方自治にとって不可欠の要件であります。地方財政法第二条第二項は、「国は、地方

財政の自主的な且つ健全な運営を助長することに努め、いやしきもその自律性をそこない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行つてはならない。」と規定し、また第十八条では、「国の負担金、補助金等の地方公共団体に對する支出金の額は、地方公共団体が当該国の支出金に係る事務を行うために必要で且つ充分な金額を基礎として、これを算定しなければならない。」としております。政府が今日地方財政に對してとっている態度は、この規定の精神に全く反するものと言わなければなりません。これは、政府による国の仕事の押しつけ、助言、勧告による締めつけ、天下り人事、さらには広域行政の名で進める地方制度の全面的改悪などと相まって、地方自治をますます破壊するものであります。

そこで、総理に伺いますが、あなたは、このような地方財政の深刻な現状をどう見ておられるか。あなたの方の言う中央直結の地方政治とはどのような自治の制限を当然とするのかどうか、明確

昭和四十六年三月十日 参議院會議録第七号

国務大臣の報告に関する件(昭和四十六年度地方財政計画について)並びに地方税法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一五六

にお答えを願いたいと思います。

第二に、地方財政計画の問題であります。四十六年度地方財政計画の大きな特徴は、景気刺激のために国の予算で軍事費、海外援助費、産業基盤整備中心の公共事業費等を増加させて大型化したばかりか、地方財政をもそのために使おうとしていることでもあります。そのために、国の直轄事業の地方負担金や公共事業費を大幅にふやし、反面、災害復旧事業費や失業対策事業費を削り、生活保護費の伸びを小さくするなど、地方住民の生活を守るための経費を抑えているのであります。これは、地方財政を大企業の利潤追求と地域開発のために奉仕させるものであります。このような財政計画は直ちに修正されるべきであると考えますが、総理並びに自治大臣の見解を伺います。

第三に、超過負担の問題であります。

超過負担は、地方自治体を苦しめている大きな原因であります。たとえば保育所の建設費は一所当たり都市近郊で二、三千万円、農村で一千万円から千五百万円を要します。ところが、政府の補助金は百五十万円から二百万円しかありません。小学校の建設費は、用地の値上がりで最大の問題であるのに、自治体の所有地となるからという理屈ではほとんど見えていません。その上に、前年の五月の生徒数を基準にとるのでしたら、人口急増の地帯はプレハブ教室とならざるを得ません。この事実を総理は御承知でございますか。

これに関連して、政府はさきに超過負担に関する調査を行いましたが、四十三年度分の調査では六三〇余の超過負担があることを認めながら、政府が措置を要するとした分はわずか二三％にすぎず、残りは地方自治体が一方的にやった事業だとして、その責任を転嫁したのであります。超過負担総額は、昭和四十一年度末現在で推計千四百四十三億円と発表して以来、何ら発表されておられません。超過負担は地方財政にとって重大な問題であり、ここから、この後の分はどうか、この後の分はどうか、これをどのように解決しようとしているのか、また、これをどのように解決しようとするのか、自治大臣にお尋ねいたします。

また、現在の地方財政の実情からすれば、この超過負担を解消するとともに、地方交付税率を引き上げることが緊急であると考えます。国は有力な税源を集めるにつかんでおり、雑税を集めて地方財源としているのでありますから、この交付税率の引き上げは当然であります。大蔵大臣にそのお考えはないか、伺います。

最後に、地方税法改正の問題であります。政府は、所得税の大幅減税は望めないから、住民税を中心に地方税を大幅に減税すると宣伝してきました。しかるに、本改正案による地方税の減税額は八百四億円であり、過去二年度に比べても絶対額が低く、また、自然増収七千六百六億円に対しては、わずか一割強にすぎません。また、個人住民税の課税最低限は依然として低く押えられたままであり、そのために、かえって所得割り納税人口は百十万人余も増加し、大衆課税の性格は少しも改善されておられません。これでどうして住民税の大幅減税などと言えるのでしょうか。地方税の大幅減税のためには、少なくとも個人住民税の免税点を所得税の免税点と同様にし、給与所得者で百四十万円に引き上げるとともに、税率を高度累進制に改めること、住民税の均等割りを撤廃すること、また、個人事業税も同様の改善をはかることが必要であります。

要であります。住民税を中心とする大幅減税は、政府が毎年言ってきたところであり、一方、いつになつたら実行しますか。明確な答弁を要求して私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤榮作君) 須藤君にお答えいたします。

最近の社会情勢の変化に対応して、過密、過疎の現象は激しくなるし、公害や交通事故も地方の負担を増す。同時にまた、住宅建設等いろいろの新しい仕事が出てくる。そういう際に、地方の財源を充実するというのを考えているのかという基本的な問題についてのお尋ねがございました。私、地方団体の当面する問題は、以上のような諸点ばかりでなく、ずいぶんたくさんあると思います。そうして、その役割等を考慮いたしました。かねてから財源の充実については努力を重ねてきておるところであります。今回、自動車重量税と所得税の創設による道路の目的財源の充実、人口急増地域、過疎地域等における施設整備に対する財政措置の強化、公害対策推進のための措置の拡充などの税財政上の措置や、国庫補助及び地方債の拡充をはかった観点は、これらに対応するものであります。

また、四十六年度の地方財政計画は、十四年ぶりに国の一般会計の規模を上回ることとなったのであります。国民生活に密着した行政は、地方自治体の任務であり、国民福祉の向上のためにも、地方自治体の財源充実につきまして今後とも十分留意してまいらなければならないと思います。以上お答えをいたしました。その他の点については各大臣からお答えいたします。(拍手)

〔国務大臣秋田大助君登壇、拍手〕

○国務大臣(秋田大助君) 年々いろいろ地方行政に課せられた問題は多くなつてまいりまして、経費も増高いたしております。したがって、地方交付税の国との貸借というものをこしらからやめたわけでありまして、なお、この交付税の税率の引き上げにつきましては、国、地方との間の事務の配分の問題、税負担の区分の問題、あるいは負担の区分の問題等いろいろの関係がございます。これらの関係を勘案しつつ今後関係方面とひとつ連絡検討をしてみたいと考えております。

一般に今度の地方財政計画では地方の単独事業分の伸びが少な過ぎないか、地方住民の真のしあわせのために、いろいろその仕事に事欠かないかという御心配でございます。確かに景気の動向を反映いたしまして、明年度の財政計画におきましては、従来のような財源の伸びが期待できないために、地方単独事業の伸び率も昨年度とでは減つておりますけれども、なお地方財政計画一般の伸び、一九・六％をこえまして二二・三％の伸びもござります。重点的に効果的な運用をいたしまして、この計画の中で十分効果をあげてまいりたい。今後また、この点につきましては十分配慮を、充実強化を考えてまいりたいと考えております。

なお、国の負担に関連いたしまして、補助負担に關係いたしまして、超過負担が地方財政へ重くのしかかつていくではないかとこの点でございます。この点につきましては、昭和四十二年、三年度、その大きいものについて調査をいたしまして、四十三年は三百二十億円の超過負担を解決するための措置をとりました。四十四年には三百十

二億円、四十五年には四百五十三億円、明年度につきましては百九十億円を措置いたしているわけでありまして。今後、これでだいたい解決いたしましたが、まだ相当残っているのが実情でございます。関係省とも十分連絡をいたしまして、さらに実情を調査いたしてまいりたい。そして、これが負担の解消に前向きに真剣に検討をしてまいりたい。従来例によりまして解決してまいりたいと考えております。

なお、住民税の課税最低限、あるいは個人事業税の事業主控除の引き上げの問題について御指摘がございましたが、先ほど戸田さんにお答え申し上げましたとおり、自治省といたしましては、国民生活関係の推移あるいは所得税の課税最低限の推移、地方財政の状況等を勘案いたしまして、極力、地方住民の負担軽減のために、従来もやってまいりましたが、今後とも一つ事情の許す限り課税最低限の引き上げ、また、事業主控除の引き上げを行ないまして、住民負担の軽減に努力してまいり所存でございます。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(福田赳夫君) 私に対してお尋ねは、交付税率を引き上げる考えはあるか、こういうお話でございますが、さようなことは毛頭考えておりません。(拍手)

○副議長(安井謙君) 和田静夫君から、先ほどの内閣総理大臣の答弁に關し発言を求められまし

た。これを許します。和田静夫君。

〔和田静夫君登壇、拍手〕

○和田静夫君 総理に再びお尋ねいたしますが、先ほど私が指摘をいたしましたのは、秦野東京都知事選予定候補が、いわゆる四兆円ビジョンを掲げて選挙戦に臨もうとしている、これに対しては、政府与党によるその財源的担保が伴っていない、総理は、国政の私物化を具現するよう、ほんとうに秦野氏を特別扱いして、その四兆円ビジョンを財源的に保証するつもりなのかと尋ねたのであります。これに対しては具体的に答えてはなかつたのですが、ビジョンについては、りっぱであり、これに協力をする、そういう意味の答えをされたのですから、それならば、私が引き続き質問をした、保証をするつもりとすれば具体的にどういう方法でそれをなすのか答えてもらいたいと私は述べたのであります。それに対しては答弁がないのであります。

さらに、都民はこれを望んでおると、総理はここで答えたのであります。これはたいへん重要なのであります。選挙の結果が出ない状態において、総理はどうしてこのような判断をされたのか。さらに、具体的な方法について明示がない限り、国会軽視もはなはだしい。こういうことになり、私は思うのであります。この部分については、再び明快な答弁を求めたいと思います。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤榮作君) 重ねてのお尋ねですからお答えをいたします。

まあ本来、ただいま立候補するという、そういう人についての問題でありますから、最初にお断りいたしましたように、特にお尋ねがなければ私はお答えするはずもない、そういうものでございます。だが、せっかくお尋ねがあったから私の気持ちを率直に申し上げたというのが先ほどの答弁であります。その中には、確かに、四兆円ビジョンというのに対してどうするかという、そういうことについては、ただ、協力するという表現はいたしました。それより以上に突っ込んだものはございません。これは、申すまでもなく、いずれは、そのビジョンが、当選した暁においては、おそれる具体的な問題として、それぞれの手続をとって政府に要求されることだと思ひます。事前に、私も前もって約束すべき筋の金額でないことは、これはもうおわかりだと思ひます。国会を無視して私もそれに従う約束するはずはございませんから、その点はおわかりだろうと思ひます。私は、そういう意味で、ただ秦野君のなかなか熱意のあるところ、これを買って表現をしただけなのであります。

それから、都民の賛成を得られるだろうということも申しました。これは、確かに一部においては、表現は——受け取り方でございますけれども、そういう方も現実にあるのですから、そのことは御了承お願ひしたい、かように思ひます。

(拍手)

○副議長(安井謙君) これにて質疑の通告者の発言は全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○副議長(安井謙君) 日程第六、貸付信託法の一部を改正する法律案。

日程第七、預金保険法案。

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長長の報告を求めます。大蔵委員長柴田榮君。

審査報告書

貸付信託法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年三月四日

大蔵委員長 柴田 榮

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における国民経済の推移に

かんがみ、貸付信託の資金を供給する分野を改めるとともに、信託財産の運用方法として有価証券の取得の方法を追加しようとするものである。つて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の運用に当り、融資先拡大の趣旨の徹底に資するため、流通部門、中小企業および個人の住宅建設に対して、貸付信託の資金が円滑に供給されるよう、十分な指導、監督を行なうべきである。

右決議する。

貸付信託法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十六年二月二十三日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

貸付信託法の一部を改正する法律案

貸付信託法の一部を改正する法律

貸付信託法(昭和二十七年法律第九十五号)の

一部を次のように改正する。

第一条中「産業投資」を「投資」に、「資源の開発その他緊要な産業」を「国民経済の健全な発展に必要な分野」に改める。

第十三条を次のように改める。

第十三条 受託者は、貸付信託の信託財産を、もつぱら貸付け又は手形の割引の方法により運用しなければならない。

2 受託者は、前項の方法によるほか、支払準備その他の必要があると認められる場合には、貸付信託の信託財産を、有価証券の取得の方法により運用することができる。

3 前二項の規定は、貸付信託に係る信託契約の取扱期間中における当該信託契約に係る信託財産及び貸付信託の信託財産の運用上生じた余剰金については、適用しない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

預金保険法案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年三月四日

大蔵委員長 柴田 栄

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、預金者等の保護を図るため、預金保険機構を設立し、金融機関の預金等の払戻しを保障するための保険に関する業務を行なわせようとするものであつて、妥当な措置と認めらる。

一、費用
なお、別紙の附帯決議を行なつた。

本法施行のため、昭和四十六年度一般会計予算に、預金保険機構への政府出資として、一億五千万円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法施行に当り、預金者保護の徹底に資するため、左記事項に留意すべきである。

一、農業協同組合、漁業協同組合および労働金庫等の預金者保護について、積極的に検討すること。

二、信用協同組合については、検査、監督等の厳正化を図り、経営の健全化に万全を期すること。

三、保険金限度額の変更については、国民の所得および金融資産の水準等を考慮し、弾力的に改定の措置を講ずるとともに、保険料については、金融機関が預金金利あるいは貸出金利に影響を及ぼすことがないよう指導、監督を行なうこと。

右決議する。

預金保険法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十六年二月二十三日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

預金保険法案

預金保険法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 預金保険機構

第一節 総則(第三条・第八条)

第二節 設立(第九条・第十三条)

第三節 運営委員会(第十四条・第二十三条)

第四節 役員等(第二十四条・第三十三条)

第五節 業務(第三十四条・第三十七条)

第六節 財務及び会計(第三十八条・第四十条)

四 条

第七節 監督(第四十五条・第四十六条)

第八節 補則(第四十七条・第四十八条)

第三章 預金保険(第四十九条・第五十九条)

第四章 罰則(第六十条・第六十六条)

附 則

第一章 総 則

(目的)

第一条 この法律は、預金者等の保護を図るた

め、金融機関の預金等の払戻しにつき保険を行なう制度を確立し、もつて信用秩序の維持に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「金融機関」とは、次に掲げる者（この法律の施行地外に本店を有するものを除く。）をいう。

一 銀行法（昭和二年法律第二十一号）第二条の免許を受けた銀行

二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二条に規定する長期信用銀行

三 外国為替銀行法（昭和二十九年法律第六十七号）第二条第一項に規定する外国為替銀行

四 相互銀行

五 信用金庫

六 信用協同組合

2 この法律において「預金等」とは、次に掲げるものをいう。

一 預金（貯金を含む。）

二 定期積金

三 相互銀行法（昭和二十六年法律第九十九号）第二条第一項第一号に規定する掛金

四 信託業法（大正十一年法律第六十五号）第九條の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託（貸付信託を含む。）に係る信託契約により受け入れた金銭

3 この法律において「預金者等」とは、預金者その他の預金等に係る債権者をいう。

第二章 預金保険機構

第一節 総則

(法人格)

第三条 預金保険機構（以下「機構」という。）は、法人とする。

(数)

第四条 機構は、一を限り、設立されるものとする。

(資本金)

第五条 機構の資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。

2 機構は、必要があるときは、大蔵大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

(名称)

第六条 機構は、その名称中に預金保険機構という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に預金保険機構という文字を用いてはならない。

(登記)

第七条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第

四十四条及び第五十条の規定は、機構について準用する。

第二節 設立

(発起人)

第九条 機構を設立するには、金融に関して専門的な知識と経験を有する者七人以上が発起人となることを必要とする。

(定款の作成等)

第十条 発起人は、すみやかに、機構の定款を作成し、政府以外の者に対し機構に対する出資を募集しなければならない。

2 前項の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金及び出資に関する事項

五 運営委員会に関する事項

六 役員に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

八 財務及び会計に関する事項

九 定款の変更に関する事項

十 公告の方法

(設立の認可)

第十一条 発起人は、前条第一項の募集が終わつたときは、すみやかに、定款を大蔵大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

(事務の引継ぎ)

第十二条 発起人は、前条の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務を機構の理事長となるべき者に引き継がなければならない。

2 機構の理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資の募集に際した政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

(設立の登記)

第十三条 機構の理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 機構は、設立の登記をすることにより成立する。

第三節 運営委員会

(設置)

第十四条 機構に、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(権限)

第十五条 次章に規定するもののほか、次に掲げる事項は、委員会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 業務方法書の作成及び変更

三 予算及び資金計画

四 決算

五 その他委員会が特に必要と認める事項

(組織)

第十六条 委員会は、委員七人以内並びに機構の理事長及び理事をもつて組織する。

2 委員会に委員長一人を置き、機構の理事長をもつて充てる。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 委員会は、あらかじめ、委員及び機構の理事のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかねばならない。

(委員の任命)

第十七条 委員は、金融に関して専門的な知識と経験を有する者のうちから、機構の理事長が大蔵大臣の認可を受けて任命する。

(委員の任期)

第十八条 委員の任期は、一年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の解任)

第十九条 機構の理事長は、委員が次の各号の一に該当するに至つたときは、大蔵大臣の認可を受けて、その委員を解任することができる。

一 破産の宣告を受けたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。

四 職務上の義務違反があるとき。

(委員の報酬)

第二十条 委員は、報酬を受けない。ただし、旅費その他職務の遂行に伴う実費を受けるものとする。

(議決の方法)

第二十一条 委員会は、委員長又は第十六条第四項に規定する委員長の職務を代理する者のほか、委員及び機構の理事のうち四人以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席した委員長、委員及び機構の理事の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

3 大蔵大臣が指名するその職員は、第一項の会議に出席し、意見を述べることができる。

(委員の秘密保持義務)

第二十二条 委員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。委員がその職を退いた後も、同様とする。

(委員の公務員たる性質)

第二十三条 委員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四節 役員等

(役員)

第二十四条 機構に、役員として理事長一人、理事一人及び監事一人を置く。

(役員の職務及び権限)

第二十五条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、機構を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、機構の業務を監査する。

(役員任命等)

第二十六条 理事長は、日本銀行副総裁をもつて充てる。

2 理事は、理事長が大蔵大臣の認可を受けて任命する。

3 監事は、大蔵大臣が任命する。

(理事等の任期)

第二十七条 理事及び監事の任期は、三年とする。

2 理事及び監事は、再任されることができる。

(理事等の欠格事項)

第二十八条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、理事又は監事となることができない。

(理事等の解任)

第二十九条 大蔵大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 大蔵大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が第十九条各号の一に該当するに至つたとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、第二十六条の例により、その役員を解任することができる。

係る役員が第十九条各号の一に該当するに至つたとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、第二十六条の例により、その役員を解任することができる。

(理事の兼職禁止)

第三十条 理事は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第三十一条 機構と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が機構を代表する。

(職員の任命)

第三十二条 機構の職員は、理事長が任命する。

(役員等の秘密保持義務等)

第三十三条 第二十二條及び第二十三條の規定は、役員及び職員について準用する。

第五節 業務

(業務の範囲)

第三十四条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 次章の規定による保険

二 前号に掲げる業務に附帯する業務

(業務の委託)

第三十五条 機構は、大蔵大臣の認可を受けて、日本銀行又は金融機関等(金融機関並びに信用

金庫連合会及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行なう協同組合連合会をいう。以下同じ。）に対し、その業務の一部を委託することができる。

2 日本銀行及び金融機関等は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行なうことができる。

3 第二十三条の規定は、第一項の規定による委託を受けた金融機関等の役員又は職員で、当該業務に従事するものについて準用する。

（業務方法書）

第三十六条 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、保険料に関する事項その他大蔵省令で定める事項を記載しなければならない。

（資料の提出の請求等）

第三十七条 機構は、その業務を行なうため必要があるときは、金融機関に対し、資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により資料の提出を求められた金融機関は、遅滞なく、それを提出しなければならない。

3 国、都道府県又は日本銀行は、機構がその業務を行なうため特に必要があると認めて要請を

したときは、機構に対し、資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

第六節 財務及び会計

（事業年度）

第三十八条 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（予算等の認可）

第三十九条 機構は、毎事業年度、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（財務諸表）

第四十条 機構は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（次項において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後二月以内に大蔵大臣に提出しなければならない。

2 機構は、前項の規定により財務諸表を大蔵大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

（責任準備金の積立て）

第四十一条 機構は、大蔵省令で定めるところにより、毎事業年度末において、責任準備金を計算し、これを積み立てなければならない。

（借入金）

第四十二条 機構は、保険金の支払に関し必要があると認めるときは、政令で定める金額の範囲

内において、大蔵大臣の認可を受けて、日本銀行から資金の借入れをすることができる。

2 日本銀行は、日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）第二十七条の規定にかかわらず、機構に対し、前項の資金の貸付けをすることができる。

（余裕金の運用）

第四十三条 機構は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他大蔵大臣の指定する有価証券の保有

二 大蔵大臣の指定する金融機関等への預金

三 その他大蔵省令で定める方法

（大蔵省令への委任）

第四十四条 この法律に規定するもののほか、機構の財務及び会計に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

第七節 監督

（監督）

第四十五条 機構は、大蔵大臣が監督する。

2 大蔵大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第四十六条 大蔵大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に関し報告をさせ、又はその職員に機構の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を

検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第八節 補則

（定款の変更）

第四十七条 定款の変更は、大蔵大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

（解散）

第四十八条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

2 前項に規定するもののほか、機構の解散については、別に法律で定める。

第三章 預金保険

（保険関係）

第四十九条 金融機関がその業務を営み又は事業を行なうときは、当該金融機関が預金等に係る債務を負うことにより、各預金者等ごとに一定の金額の範囲内において、当該預金等の払戻しにつき、機構と当該金融機関及び預金者等との間に保険関係が成立するものとする。

2 前項の保険関係においては、預金等の額を保険金額とし、次に掲げるものを保険事故とす

る。

一 金融機関の預金等の払戻しの停止(以下「第一種保険事故」という。)

二 金融機関の営業免許の取消し(信用金庫にあつては、事業免許の取消しとし、信用協同組合にあつては、解散の命令とする。第五十条第二項第一号において同じ。)、破産の宣告又は解散の決議(以下「第二種保険事故」という。)

(保険料の納付)

第五十条 金融機関は、営業年度(信用金庫及び信用協同組合にあつては、事業年度。以下同じ。))ごとに、当該営業年度の開始後三月以内に、機構に対し、大蔵省令で定める書類を提出して、保険料を納付しなければならない。

2 機構は、保険事故が発生したときは、前項の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、当該保険事故に係る金融機関の保険料を免除することができる。

(保険料の額)

第五十一条 保険料の額は、各金融機関につき、当該保険料を納付すべき日を含む営業年度の直前の営業年度の末日における預金等(外貨預金その他の政令で定める預金等を除く)の額の合計額を十二で除し、これに当該保険料を納付すべき日を含む営業年度の月数を乗じて計算した金額に、機構が委員会の議決を経て定める率(以下この条において「保険料率」という。)を乗

じて計算した金額とする。

2 保険料率は、長期的に保険料収入が保険金を償ふように、かつ、特定の金融機関に対し差別的取扱いをしないように定められなければならない。

3 機構は、第四十二条第一項の資金の借入れをした場合において、その借入金すすみやかに返済することが困難であると認められるときは、委員会の議決を経て、保険料率を変更するものとする。

4 機構は、保険料率を定め、又はこれを変更しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

5 機構は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る保険料率を公告しなければならない。

(延滞金)

第五十二条 金融機関は、保険料をその納期限までに納付しない場合には、機構に対し、延滞金を納付しなければならない。

2 延滞金の額は、未納の保険料の額に納期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ年十・五パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。

(保険金の支払)

第五十三条 機構は、保険事故が発生したときは、当該保険事故に係る預金者等に対し、その請求に基づいて、保険金の支払をするものとする。

る。ただし、第一種保険事故については、機構が第五十六条第一項の規定により保険金の支払をする旨の決定をすることを要件とする。

2 前項に規定する保険事故には、当該保険事故が発生した金融機関につき、その発生した後(同項ただし書の規定が適用される場合には、機構が同項ただし書の決定をした後)に当該保険事故に關連して他の保険事故が発生した場合における当該他の保険事故(第五十七条第一項第二号において「關連保険事故」という。)を含まないものとする。

3 第一項の請求は、第五十七条第一項又は第三項の規定により公告した支払期間内でなければ、することができない。ただし、その支払期間内に請求しなかつたことにつき災害その他やむを得ない事情があると機構が認めるときは、この限りでない。

(保険金の額)

第五十四条 保険金の額は、一の保険事故が発生した金融機関の各預金者等につき、その発生した日において現にその者が当該金融機関に対して有する預金等(外貨預金その他の政令で定める預金等を除く)に係る債権のうち元本の額(その額が同一人について二以上ある場合には、その合計額)で、前条第一項の請求があつたものに相当する金額とする。

2 保険事故に係る預金者等が次の各号に該当する場合におけるその者の保険金の額は、前項の

規定にかかわらず、同項の規定による金額から当該各号に掲げる額を控除した金額に相当する金額とする。

一 当該金融機関に対して債務を負つており、その債務の額

二 当該金融機関に対して第三者のためにその預金等の全部又は一部を担保に提供しているとき。その担保に提供している預金等の額

3 第二項の規定による保険金の額が政令で定める金額をこえるときは、その金額を当該保険金の額とする。

(保険事故の通知)

第五十五条 金融機関は、当該金融機関に係る保険事故が発生したときは、直ちに、その旨を機構に通知しなければならない。

2 大蔵大臣又は都道府県知事は、次に掲げる場合には、直ちに、その旨を機構に通知しなければならない。

一 その監督に係る金融機関の営業免許の取消し又は解散の決議に係る認可をしたとき。

二 当該金融機関から預金等の払戻しの停止につき届出を受けたとき。

三 裁判所から破産法(大正十一年法律第七十号)第二百五条第一項の規定による通知を受けたとき。

(支払の決定)

第五十六条 機構は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日から一月以内に、委員

会の議決を経て、当該各号の保険事故につき保険金の支払をするかどうかを決定しなければならない。

一 第一種保険事故に關して前条の規定による通知があつたとき。その通知があつた日

二 前号に掲げる場合のほか、第一種保険事故が発生したことを機構が知つたとき。その知つた日

2 機構は、前項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を大蔵大臣（当該決定が都道府県知事の監督に係る金融機関に關するものである場合には、大蔵大臣及び都道府県知事）に報告しなければならない。（支払の公告等）

第五十七条 機構は、次に掲げる場合には、すみやかに、委員会の議決を経て保険金の支払期間、支払場所その他政令で定める事項を定め、これを公告しなければならない。

一 前条第一項の規定により第一種保険事故に係る保険金の支払をする旨の決定をしたとき。

二 第二種保険事故（関連保険事故を除く。次号において同じ。）に關して第五十五条の規定による通知があつたとき。

三 前号に掲げる場合のほか、第二種保険事故が発生したことを機構が知つたとき。

2 機構は、前項の公告をした後に当該金融機関が破産の宣告を受け、又は当該金融機関につい

て和議開始の決定があつたときは、政令で定めるところにより、その公告した支払期間を変更することができる。

3 機構は、前項の規定により支払期間を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る事項を公告しなければならない。

4 前条第二項の規定は、第一項に規定する事項を定めた場合及び第二項の規定により支払期間を変更した場合について準用する。

（債権の取得）

第五十八条 機構は、保険金の支払をしたときは、その支払金額に應じ、預金者等が金融機関に對して有する当該預金等に係る債権（利息、収益の分配その他これらに準ずるもので政令で定めるものを除く。）を取得する。

（政令への委任）

第五十九条 この法律に規定するもののほか、この章の規定による保険に關し必要な事項は、政令で定める。

第四章 罰則

第六十条 第二十二條（第三十三條において準用する場合を含む。）の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第六十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

一 第四十六条第一項の規定による報告をせ

ず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第五十六条第二項（第五十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第六十二条 第三十七条第一項の規定による資料を提出せず、又は虚偽の資料を提出した者は、三万円以下の罰金に処する。

第六十三条 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に關し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に對して同条の刑を科する。

第六十四条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により大蔵大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第七条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第三十四条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第四十条に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

五 第四十一条の規定に違反して責任準備金を計算せず、又はこれを積み立てなかつたとき。

六 第四十三条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

七 第四十五条第二項の規定による大蔵大臣の命令に違反したとき。

第六十五条 第五十五条第一項の規定による通知をしなかつた場合には、その違反行為をした金融機関の役員は、三万円以下の過料に処する。

第六十六条 第六条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（経過規定）

第二条 機構の成立の際現に保険事故が発生している金融機関その他これに準ずるものとして政令で定める金融機関については、この法律の規定は、適用しない。

2 前項に規定する金融機関のうち、機構の成立の後にその業務又は事業及び財産の状況が再び正常になつたと認められるもので、大蔵大臣が指定するものについては、その指定の日から、この法律の規定を適用する。

第三条 この法律の施行の際現にその名称中に預金保険機構という文字を用いている者については、第六条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第四条 機構の最初の事業年度は、第三十八条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌

昭和四十六年三月十日 参議院會議録第七号 貸付信託法の一部を改正する法律案外一件

年三月三十一日に終わるものとする。

第五条 機構の最初の事業年度の予算及び資金計画については、第三十九条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

第六条 金融機関は、第五十条第一項の規定にかかわらず、機構の成立後一月以内に、機構の成立の日を含む営業年度において納付すべき保険料を納付しなければならない。

2 前項の保険料の額については、第五十一条第一項中「当該保険料を納付すべき日」とあるのは「機構の成立の日」と、「月数」とあるのは「月数のうち同日を含む月以後の月数」とする。

(関係法律の一部改正)

第七条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中輸入組合(組合員に出资をさせないものに限る。)の項の次に次のように加える。

預金保険機構
預金保険法(昭和四十六年法律第...号)

第八条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中輸入組合(組合員に出资をさせないものに限る。)の項の次に次のように加える。

預金保険機構
預金保険法(昭和四十六年法律第...号)

第九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「並びに小規模企業共済事業団」を、「小規模企業共済事業団並びに預金保険機構」に改める。

第十条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百十四号)の一部を次のように改正する。

第四十条中第四十号の三を第四十号の四とし、第四十号の二を第四十号の三とし、第四十号の次に次の一号を加える。

四十の二 預金保険機構を監督すること。

第十二条第一項中第六号の七を第六号の八とし、第六号の六の次に次の一号を加える。

六の七 預金保険機構を監督すること。

〔柴田栄君登壇、拍手〕

○柴田栄君 ただいま議題となりました二法律案について申し上げます。

まず、貸付信託法の一部を改正する法律案は、資金需要の多様化等に伴う国民経済的要請に即応するため、貸付信託の資金供給の分野を改めるとともに、支払い準備の充実に資するため、信託財産の運用方法として、新たに有価証券取得の道を開こうとするものであります。

次に、預金保険法案は、一般預金者の保護に万全を期し、信用秩序の維持に資するため、金融機関の預金等の払い戻しを保障する預金保険制度を

創設し、その業務を行なわせるため、預金保険機構を設立しようとするものであります。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、政府に対して質疑を行ないましたが、その詳細は会議録に譲りたいと思います。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、貸付信託法の一部を改正する法律案は多数、預金保険法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法案に対し、それぞれ、玉置猛夫委員より、自民、社会、公明、民社四党共同の附帯決議案が提出され、いずれも全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(安井謙君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、貸付信託法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(安井謙君) 過半数と認めます。よって、本案は可決せられました。

――

○副議長(安井謙君) 次に、預金保険法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決せられました。本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十分散会

出席者は左のとおり。

議長 重宗 雄三君
副議長 安井 謙君

喜屋武真榮君	山田 勇君
堀出 啓典君	藤原 房雄君
萩原幽香子君	山高しげり君
市川 房枝君	三木 忠雄君
内田 善利君	中沢伊登子君
鬼丸 勝之君	阿部 憲一君
浅井 亨君	松下 正壽君
小林 章君	上林繁次郎君
多田 省吾君	田淵 哲也君
片山 武夫君	伊藤 五郎君
後藤 義隆君	沢田 実君
渋谷 邦彦君	向井 長年君
高山 恒雄君	梶原 茂嘉君
二宮 文造君	北條 浩君
中村 正雄君	村尾 重雄君
小山邦太郎君	寺尾 豊君
山本敬三郎君	初村龍一郎君
星野 重次君	矢野 登君

渡辺 一太郎君	増田 盛君	安田 隆明君	佐田 一郎君	竹田 四郎君	杉原 一雄君	佐野 芳雄君	武内 五郎君
長屋 茂君	永野 鎮雄君	山崎 五郎君	大森 久司君	熊谷太三郎君	川上 為治君	松永 忠二君	小柳 勇君
平泉 涉君	山崎 竜男君	林田悠紀夫君	中村喜四郎君	園田 清充君	山本 杉君	北村 暢君	横川 正市君
佐藤 隆君	高橋雄之助君	玉置 和郎君	岩動 道行君	米田 正文君	木島 義夫君	矢山 有作君	秋山 長造君
高橋文五郎君	和田 鶴一君	河口 陽一君	長谷川 仁君	林 虎雄君	西村 関一君	久保 等君	岡 三郎君
田村 賢作君	近藤英一郎君	源田 実君	鹿島 俊雄君	小林 武治君	塚田十一郎君	永岡 光治君	藤田 進君
船田 讓君	柴田 栄君	丸茂 重貞君	木村 睦男君	鈴木 強君	占部 秀男君	龜田 得治君	松澤 兼人君
堀本 宜実君	津島 文治君	青田源太郎君	井川 伊平君	瀬谷 英行君	斎藤 昇君	小林 武君	大矢 正君
植木 光教君	栗原 祐幸君	田中 茂穂君	江藤 智君	塩見 俊二君	増原 恵吉君	足鹿 覺君	成瀬 幡治君
青柳 秀夫君	小枝 一雄君	白井 勇君	山本 利壽君	近藤 信一君	加瀬 完君	田中 一君	羽生 三七君
山下 春江君	前田佳都男君	八木 一郎君	田口長治郎君	大和 与一君	阿具根 登君	國務大臣 内閣總理大臣 佐藤 榮作君 大蔵大臣 福田 赳夫君 厚生大臣 内田 常雄君 自治大臣 秋田 大助君 國務大臣 西田 信一君	
平島 敏夫君	森 八三一君	三木與吉郎君	平井 太郎君	須藤 五郎君	渡辺 武君		
鍋島 直紹君	新谷寅三郎君	石原幹市郎君	吉武 恵市君	小笠原貞子君	野坂 参三君		
井野 碩哉君	河野 謙三君	松平 勇雄君	郡 祐一君	春日 正一君	河田 賢治君		
上原 正吉君	古池 信三君	青木 一男君	重政 庸徳君	岩間 正男君	前川 旦君	國務大臣 西田 信一君	
杉原 荒太君	藤田 正明君	高橋 衛君	宮崎 正雄君	戸田 菊雄君	村田 秀三君		
若林 正武君	玉置 猛夫君	久次米健太郎君	上田 哲君	川村 清一君	大橋 和孝君		
大松 博文君	鈴木 省吾君	和田 静夫君	上田 稔君	田中寿美子君	松井 誠君		
小林 国司君	高田 浩運君	長田 裕二君	安永 英雄君	吉田忠三郎君	松本 賢一君		

福井県南条郡今庄町の駅裏土地問題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和四十六年二月十二日

参議院議長 重宗 雄三殿

河田 賢治

福井県南条郡今庄町の駅裏土地問題に関する質問主意書

福井県南条郡今庄町の国鉄今庄駅裏に約六、〇〇〇坪の土地がある。これは、国有財産(開拓財産)であつたが、昭和四十年三月十日、当時の農林大臣赤城宗徳名で、旧所有者(前今庄町収入役、北村金六氏、元今庄町農業委員会書記、田中聡氏ら十三名)に、「今庄町民グラウンドおよび車庫敷地」と用途を指定して売却された。しかるに売却以後五年十一カ月が経過した今日、指定用途に供されていないばかりか、現場には砒石や木材が山積みされており、今庄町への売却もおこなわれていない。

現在、今庄町と旧所有者(代理人、前今庄町長福島伊平氏)との売買交渉は決裂したまゝという。

私が調査したところでは、この土地が売却い処分になつた直接の契機は、売却の際の用途指定からも推察できるように、今庄町(当時町長福島伊平氏)が、この土地を町営グラウンドおよび車庫敷地として町で使用したいと、借受申請をしたことにある。

この申請には、必要な予算を次期町議会に提出するという福島氏の確約書と、旧所有者の「売却いをうければ町に売却す」という今庄町長に対する確約書が添えられていた。これを受理した北陸農政局は、この土地が借受申請の用途に供されるものとして、町への貸付けを省略し、五年間の用途指定

をしたうえで直接旧所有者に売却した。

ところが、旧所有者から「町へ売却す一切の件」を委任されていた福島氏は、売却以後、土地の買取手続きも議会への予算提出もおこなわなかつた。しかもこの件は私事であるとして、議会に報告をせず、昭和四十二年四月町長退陣の際も、現町長への引継ぎをこばんだ(現町長藤田文助氏談)。福島氏は、町長退陣後、旧所有者側代理人として買取価額のひきあげを追求し、今庄町が鑑定士の評価をもとに提示した坪あたり一、三〇〇円(これは昭和四十年三月、農林省が旧所有者に売却した価額二円六五銭の約五百倍である)をも拒否し、しかもみづからは価額を示すことなく、事実上売却しを拒否している。

この間、福島氏は、昭和四十四年三月十二日、北陸農政局徳田事務官にたいして、「もともとあんなものは町民グラウンドにする気はなかつた」と発言しており、最近では、福井県がこの土地に県道を通す計画を出すや県と買取価額を交渉し引上げさせるといつた動きまでしているときく。

そもそもこの土地問題には、昭和四十年の売却以前に不法不当な歴史的経過があり、昭和三十七年行政監察局による大臣特命調査がおこなわれている。福井行政監察局の行政実情調査報告(昭和三十七年三月)等によれば、この土地はすぐ側に流れる日野川のはんらんで荒廃地化した元農地で戦前、「土地改良をおこなう」として旧村長が管理していたが、土地改良はすすまず、一方では事務所敷地や材料置場として賃貸しされ、また小作にも出されており、約六十名が耕作していた。

戦後、地主の返還要求も出されて、土地問題が紛糾してくるなかで、問題を解決しようとした旧村当局(当時村長福島氏)、村農地委員会は、農地改革を利用して、昭和二十七年九月二日自作農創設特別措置法により未墾地としてこれを買収し、当時すくなくとも三十五名の耕作者がいたにもかかわら

ず、耕作でない賃借人(四名)と林業者、鉱業者など町有力者(七名)に耕作を目的としない売渡しをおこなった(昭和二十八年三月)。この売渡しは、法の目的に全く反するものであるが、福井県は、農地法にもとづく成功検査をせず、これを看過してしまつた。また売渡地の一部については、福島氏は、農地法に違反し無許可で国鉄に賃貸し、昭和三十二年から北陸トンネル工事の土捨場とし、かつ宅地化をはかつた。さらにこの間、町農業委員会書記田中氏は、売渡通知書を改ざんして売渡地の増減をなし、また売渡通知書をねつ造して福島氏らに未売渡国有地を売渡したこととし、登記までおこない、その一部は第三者に転売された。

これらの書類には県知事が押印しており、県当局の無責任な事務処理のもとで職権を利用した不法行為がくりかえされ、その結果売渡計画と土地台帳、または登記簿が一致しないという考えられない事態が発生していた。こうした時、一住民から、福井行政監察局に行政苦情として不法行為の調査が幾度も訴えられたが、全くとりあげられず、大臣に直訴するにおよんではじめて調査が開始され、驚くべき実態が報告されたのである。

この行政監察局の報告にもとづいて、昭和三十八年一月二十八日、県の処理方針が今庄町に示され、これまでの買収、売渡処分は、違法であり「無効」であるが、今日の時点で一切を取消しても紛争を生ずるばかりで現実的な解決にならないので、売渡処分のみを一旦取消して、新たに「農地法の規制下許される範囲」で、それぞれ土地の経過と現実に即応していくつかの行政的処理をしていくことになった。

この処理方針は、不法不当な行政の責任を徹底して追求し、根本的に解決をはかるものとはいえない。しかし、いずれにしても不法行為の是正処理のひとつとして、当該土地は、もはや農地にもでき

ず、町当局や関係者に公共用地として使用したいという希望があつたので、最初にのべた如くの手続きがとられ、昭和四十年三月売払われた。

以上の経過は、この土地問題の是正処理の手續きに充分すぎる厳正さを要求するものであつた。ところが、その後あきらかになつたことは、昭和四十年三月の売払いに先だつ旧所有者の買受申請は特定の者の面積をふやし、不在地主等数人の面積をへらしたり抹消して、提出されていた。この不正な申請を看過して農林省は売払いをおこなつた。したがつて売払通知書と土地台帳は一致せずまだ移転登記のため必要な図面ができていないとき。

質問一、政府はこの土地問題の不法不当な歴史的経過と今日の事態についてどう考えるか。

農林大臣(農林省)は、昭和四十年三月当該国有財産を売払つた後、指定用途実現のため特段の行政指導をおこなうべきであつた。にもかかわらず、福島氏や旧所有者の確約が実行されないという結果的には詐偽に等しい事態が事実上放任されてきた。これに対し、いかなる措置、指導を、いつおこなつたのか。

質問二、旧所有者が、今庄町への売渡しを拒否している主因は、買収価額が低いということである。

本来この土地は、前述の不法な経過で、元耕作者に売渡すのが困難となり、現実的な是正処理として公共用地にしようとしたものである。

旧所有者が、用途指定期間五年の経過を利用して、利益を得ようとすること自体許されないと考えるがどうか。

また今回のような、旧所有者に農地改革時の買上げ価額で売払つた土地に関する買収価額の基準について政府の見解を示されたい。

質問三、この土地には、昭和四十年三月売却以前に、現在福島氏が重役をしている藤井鋳業株式会社(社長藤井重盛氏)の砒石が不法に山積みされており、農林省は無断使用の損害金を徴収している。ところが売却後砒石はますます増え、今庄木材株式会社(社長寺田儀一氏・元県会議員)の木材も置かれ、この土地は主に二社の事業活動に使用されているといわざるをえない。

指定用途に反した使用にたいしていかなる措置をとつたか。旧所有者との権利関係を調査し、正しく精算して、砒石、木材等をただちに撤去すべきと思うがどうか。

質問四、福島県当局は、管内の重大な土地問題について解決への充分な努力を払っているとはいえない。のみならず、この土地を通す県道計画をたて、旧所有者と交渉し、すでにクイを打ちこんでいる。

土地名義人である農林省はクイうちの相談をうけて許可したのか。許可したとすればその理由はないか。相談なしとすれば、県当局の指定用途に全く対立する行政にどんな措置をとるか。

質問五、現在旧所有者代表としているのは、福島前町長をはじめ、北村金六前町収入役、京藤甚五郎現人権擁護委員、高野由平前行政苦情相談員、京藤長現行政苦情相談員など、公的機関の要職にあり、本来町民の利益のために行動すべき人達である。ところがこれらの人達が、職権を利用し、行政を私物化し、法を悪用して、自己の利益をはかつてきた。

しかも上級官庁は、以前大臣特命調査による行政監察にもとづく売却取消等がおこなわれた特別の事情がありながら、ほぼ同じような不当な行為を許している。

このような地方農政局や県当局の行政官と町村の有力者とのなれあいともいべき関係をただし、全体に正しい行政姿勢を徹底すべきだと考えるがどうか。具体的方針をしめされたい。

質問六、現在の不当な事態を根本的に解決するために、まず昭和四十年三月の売却処分をとりけし、完全な実測をおこない土地台帳の整理等をおこなうべきである。同時に可能なかぎり元耕作者も含めて関係住民の意向を聞き、不法不当な歴史的経過を考慮したうえで、町民全体の利益を尊重する方向で、一部の者に乘じられない有効な行政処分をすべきであると思うがどうか。処理方針をしめされたい。

昭和四十六年三月六日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

参議院議長 重宗 雄三殿

参議院議員河田賢治君提出福島県南条郡今庄町の駅裏土地問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員河田賢治君提出福島県南条郡今庄町の駅裏土地問題に関する質問に対する答弁書

一 本件土地問題については、従来から適切な解決を図るべく農林省北陸農政局の職員を現地に出席させて関係者の指導に当たらせるなど、努力を重ねてきたところであるが、今日までその解決をみるにいたっていないことは遺憾である。

二 本件土地の利用については、主として価格の点で当事者間の話し合いが難行しているとみられるが、その価格については、さらに当事者間において誠意をもつて話し合いを行なつて、妥当な水準で決定されることが望ましいと考える。

三 本件土地に硅石等が山積みされたままになっていることは本件土地の利用のうえに問題であるので、本件土地問題の解決のための当事者の話合いの進展に見合つて、具体的な解決法を見出すべきものと考えらる。

四 県が本件土地を通ずる県道計画をたて、クイ打ちをしたことについて農林省は事前に了解していなかつたが、本件土地問題の解決を図ることとの関連において、現地事情をもよく調査検討のうえ、態度を決定することとした。

五 従来から農地法の施行の事務に従事する農林省および地方公共団体の職員に対しては、農地法に基づき行政を厳正に行なうよう指導してきているところであり、今後ともその趣旨の徹底を期していきたい。

六 本件土地問題の解決を図るためには、現在なお不明な点が多いので、本件土地の実態を把握する等今後さらに実情を精査のうえ、適切な対策を講ずることとした。

昭和四十六年三月十日 参議院会議録第七号

一七〇

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 四十円 (送料別)
発行所
東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七 大蔵省印刷局 電話 東京 五八二 四四一(大代)